

総合治水条例解説

平成25年11月

兵庫県県土整備部総合治水課

〔目次〕

	(頁)
前文	1
第1章 総則(第1条―第5条)	1
第2章 地域総合治水推進計画(第6条・第7条)	5
第3章 河川下水道対策(第8条・第9条)	8
第4章 流域対策	12
第1節 調整池の設置及び保全(第10条―第20条)	(12)
第2節 土地等の雨水貯留浸透機能(第21条―第25条)	(21)
第3節 貯水施設の雨水貯留容量の確保(第26条―第30条)	(25)
第4節 ポンプ施設との調整(第31条―第35条)	(27)
第5節 遊水機能の維持(第36条)	(30)
第6節 森林の整備及び保全(第37条)	(32)
第5章 減災対策	33
第1節 浸水に関する情報(第38条―第41条)	(33)
第2節 浸水による被害の軽減のための体制の整備(第42条・第43条)	(39)
第3節 建物等の耐水機能(第44条―第49条)	(41)
第4節 浸水による被害からの早期の生活の再建(第50条)	(46)
第6章 県民相互及び他の行政機関との連携(第51条―第54条)	47
第7章 雑則(第55条―第57条)	50
第8章 罰則(第58条―第61条)	51
附則	51

水は命の源として、私たちに恵みとうるおいをもたらし、古来から生活を支えている。一方で、水は、時として氾濫し、私たちの生活に大きな影響を与えている。

これまでの治水は、雨水を河川等を集めて、早く安全に流すことを基本とし、河川における対策として、ダム、堤防等の設置、河道の拡幅等の整備を進め、下水道における対策として雨水を排水するための管渠等の整備を進めることにより行われてきた。

しかし、河川の上流の周辺では開発が進行して雨水が流出しやすくなり、河川の下流の周辺では高度な都市化が進行して大きな被害が生じやすくなるとともに、近年、台風に伴う大雨のみならず、局地的に集中する大雨が多発することで、従来よりも浸水による被害が拡大している。

こうした状況のもと、これまでの治水対策に加え、地域における特性及び課題に着目し、流域全体で雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる対策及び浸水が発生した場合における被害の軽減を図る対策を効果的に組み合わせて実施する総合治水の必要性が高まっている。

このため、総合治水の基本理念を明らかにするとともに、総合治水に関する施策を定め、もって県、市町及び県民が協働して総合治水を推進することを目的として、この条例を制定する。

第1章 総則

(定義)

第1条 この条例において「河川下水道対策」とは、降雨による浸水の発生を防ぐため、河川及び下水道により、雨水を海域まで流下させることをいう。

2 この条例において「流域対策」とは、降雨による浸水の発生を減少させるため、流域（分水界によって囲まれた区域をいう。以下同じ。）内において雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させることをいう。

3 この条例において「減災対策」とは、降雨による浸水が発生した場合においても、浸水による被害を軽減させるため、あらかじめ適切に浸水の発生に備えることをいう。

(基本理念)

第2条 総合治水は、河川下水道対策、流域対策及び減災対策を組み合わせることにより、降雨による浸水の発生を抑制し、浸水による被害を軽減することを旨として、県、市町及び県民が相互に連携を図りながら協働して推進されなければならない。

2 前項の総合治水を推進するに当たっては、環境の保全と創造に配慮しなければならない。

〔現状〕

- (1) 近年、平成 16 年 10 月に県下全域を襲った台風第 23 号による災害、平成 21 年 8 月の台風第 9 号による県西・北部豪雨災害等の台風による大雨や集中豪雨による洪水被害が発生しているほか、都市部では、局地的豪雨による浸水被害も発生している。
- (2) 県では、これらの災害を踏まえ、降雨による浸水の発生を防ぐため、河川の整備及び維持を行う河川事業を推進している。また、下水道についても、市町を中心に、雨水を安全に流すための下水道の整備が推進されている。

- (3) しかし、地球規模の気候変化やヒートアイランド現象等により、大規模な洪水氾濫の危険性の拡大や局地的豪雨による都市浸水被害の頻発等が懸念され、これまでの河川対策、下水道対策だけでは、被害を防ぐことが困難となってきた。
- (4) そこで、流域内で雨水を一時的に貯留し、または地下に浸透させる流域対策、浸水被害が発生した場合でも被害を小さくする減災対策を組み合わせた総合治水の推進が重要となっている。

〔解説〕

- (1) 前文は、前記〔現状〕を踏まえ、条例を制定する目的を明らかにしている。
- (2) 第1条第1項は、河川下水道対策の定義を規定しており、河川や下水道の管理者は、洪水を安全に流下させるため、河川法及び下水道法に基づき、河川や雨水管、洪水調節施設等の着実な整備や維持管理を行う。
- (3) 第1条第2項は、流域対策の定義を規定しており、校庭や公園等への雨水貯留や駐車場等の雨水地下浸透の取組、森林整備による保水力の確保等の取組等を進め、流域内の保水、貯留機能を確保することで、河川及び下水道への雨水の流出を抑制し、もって河川及び下水道への負担を軽減させることを旨とする。
- (4) 第1条第3項は、減災対策の定義を規定しており、浸水被害に関する情報提供や知識の普及啓発、防災訓練の実施、浸水被害軽減のための施設の耐水化等により、浸水被害が発生した場合においても、人的被害の回避又は軽減を図ること並びに県民生活及び社会経済活動への深刻な被害を回避することを旨とする。
- (5) 第1条各項に「降雨による浸水」と明記することにより、本条例は高潮、津波その他の降雨以外の要因によって生じる浸水は対象としないことを示している。
- (6) 第2条第1項は、基本理念として、総合治水は、浸水の発生抑制、浸水による被害（以下「浸水被害」という。）の軽減を旨とするとともに、県、市町、県民（事業者を含む）が相互に連携を図りながら協働して進めていく必要があることを規定している。
- (7) 第2条第2項は、基本理念として、総合治水を推進するに当たっては、「環境の保全と創造に関する条例*」も踏まえつつ、環境の保全と創造に配慮しなければならないことを規定している。

なお、保水・貯留機能や地下水かん養機能保全等、総合治水の取組自身が健全な水循環の確保や動植物の生息・生育環境の維持等にもつながるため、これらにも配慮しながら、推進する必要がある。

※環境の保全と創造に関する条例（平成7年7月18日兵庫県条例第28号）〔抜粋〕

（第116条）県は、ゆとりと潤いのある美しい環境の創造を図るため、豊かな緑の創造、地域の環境の美化、歴史的文化的遺産の保全、良好な景観の形成、自然とふれあえる場の創造等に関する施策を推進するものとする。

〔補足：山の管理、土砂の管理の取組〕

県では、これまでの災害の課題から、河川下水道対策だけでなく、山の管理、土砂の管理を徹底するため、人工林の間伐、溪流沿いの人工林を整備する「災害に強い森づくり」、山腹崩壊により発生する土石流や樹木等を谷ごとの砂防堰堤や治山ダムで防ぐ「山地防災・土砂災害対策緊急5箇年計画」等の施策を進めている。

これらの対策に加えて、本条例で、流域対策、減災対策も含めた総合治水に取り組むこととしている。

(県の責務)

第3条 県は、前条各項に定める総合治水の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、総合治水に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 県は、前項の施策の実施に当たっては、国及び市町と連携し、当該施策を効果的に実施するものとする。

(市町の責務)

第4条 市町は、基本理念にのっとり、その区域の特性を生かした総合治水に関する施策を策定し、及び実施するようにするものとする。

2 市町は、前項の施策の実施に当たっては、国及び県と連携し、当該施策を効果的に実施するようにするものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、一人ひとりが雨水の河川等への流出を抑制し、適切に浸水の発生に備えるようにするものとする。

2 県民は、国、県及び市町が実施する総合治水に関する施策に協力するものとする。

〔解説〕

- (1) 第3条第1項は、県は、基本理念にのっとり、後述する地域総合治水推進計画に基づき、総合治水を推進する等、総合治水に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、実施するものとすることを規定している。
- (2) 第3条第2項は、県は、国及び市町と連携して、総合治水に関する施策を効果的に実施するものとすることを規定している。
- (3) 第4条第1項は、市町は、基本理念にのっとり、総合治水に関し、その区域の特性を生かした総合治水に関する施策を策定し、実施するようにするものとすることを規定している。
- (4) 第4条第2項は、市町は、国及び県と連携し、総合治水に関する施策を効果的に実施するようにするものとすることを規定している。
- (5) 第5条第1項は、県民（県民一人ひとりの他、地縁団体、ボランティア団体その他民間の団体及び事業者を含む。）は、基本理念にのっとり、一人ひとりが雨水の河川等への流出を抑制し、適切に浸水の発生に備えるようにするものとすることを規定している。
- (6) 第5条第2項は、県民は、国、県、市町が実施する総合治水に関する施策に協力するものとすることを規定している。
- (7) 県民に負担をしてもらう方策等の推進のためには、公的補助、税制優遇等インセンティブを与えるような仕組みも効果があると考えられる。しかし、本条例が「県、市町及び県民が相互に連携を図りながら協働して推進されなければならない。」を基本理念とするものであることから、まずは、総合治水を推進するためのよりどころとなる条例を制定するものである。このため、具体的な総合治水の取組に対してインセンティブを与える仕組みについては、実際の取組を推進し、総合治水推進協議会（後述）における地域総合治水推進計画（後述）を策定する中で地域のニーズを確認しながら、今後、県関係部局が中心となり、県として有効な方法を慎重に議論し、必要に応じ、その実現に向けた検討を行うものと考えている。

(8) 県は、総合治水を推進するに当たっては、治水効果以外の多面的な効果（例：雨水貯留水の利用、水防訓練による地域交流）を明らかにすることにより、円滑な取組促進だけでなく、県民の環境意識の向上や地域コミュニティの醸成等にも寄与するものであることに配慮して実施する必要があると考えている。

第2章 地域総合治水推進計画

(地域総合治水推進計画)

第6条 知事は、基本理念にのっとり、総合治水に関する施策の計画的な推進を図るため、流域を基本とし、県民生活並びに産業及び地域の特性を考慮して、知事が別に定める地域（以下「計画地域」という。）ごとに総合治水の推進に関する計画（以下「地域総合治水推進計画」という。）を定めなければならない。

2 地域総合治水推進計画は、計画地域における次に掲げる事項について定める。

- (1) 総合治水の基本的な目標に関する事項
- (2) 総合治水の推進に関する基本的な方針
- (3) ダム、堤防、管渠等の整備に係る事項その他の河川下水道対策に関する事項
- (4) 調整池、雨水を貯留し浸透させる機能を備えるべき施設、貯水施設及びポンプ施設に係る事項その他の流域対策に関する事項
- (5) 耐水機能を備えるべき施設に係る事項その他の減災対策に関する事項
- (6) 環境の保全と創造への配慮に関する事項
- (7) その他総合治水を推進するに当たって必要な事項

(総合治水推進協議会)

第7条 知事は、地域総合治水推進計画を策定するに当たっては、計画地域ごとの総合治水推進協議会（以下「協議会」という。）において、広く県民から意見を聴くものとする。

2 協議会は、計画地域をその管轄区域に含む市町の長、関係行政機関の職員、計画地域の住民その他の知事が指名する者により構成する。

〔解説〕

(1) 第6条第1項は、知事は、総合治水を計画的、効果的に行うため、地域の特性や課題に応じた「地域総合治水推進計画」を策定することを規定している。なお、「計画地域」は、主要な河川の流域を基本とし、土地利用の実態や周辺の河川の状況等を踏まえ、県内を10程度に分割して設定することを想定している。

なお、「県民生活並びに産業及び地域の特性を考慮」とは、原則として「市町の行政界を考慮」を指す。

(2) 第7条第1項は、地域総合治水推進計画を策定するに当たっては、計画地域毎の協議会において、広く県民の意見を聴くものとすることを規定しており、その際、地域総合治水推進計画には、地形、河川、土地利用、歴史、文化、風土、自然環境等の特徴、過去の浸水被害の状況、原因等、地域の現状や課題について認識したうえで、より小さな地区レベルでの具体的な取組内容を含め、第6条第2項各号に掲げる事項を定めることとしている。

(3) 第6条第2項第7号に該当する事項には、例えば、総合治水に関する施策の実施状況のフォローアップや計画見直しの考え方等が挙げられる。

(4) 第7条第2項は、協議会は、計画地域内の市町の長、国等関係行政機関の職員、住民その他の知事が指名する者で構成することを規定しており、計画地域毎の各協議会の

構成は、当該計画地域の特長や課題等を勘案して定める必要がある。

(5) 総合治水に関する施策は、地域総合治水推進計画が未策定である間も、可能なものについて実施される。

(6) 第6条第2項第4号及び第5号の規定により、地域総合治水推進計画に定められた事項のうち、総合治水に関する対策に特に必要なものとして具体的に施設を明記した場合については、後述のとおり当該施設の所有者等の同意を得て、知事が指定することにより、所有者等に対して、同施策を実施することが義務付けられ、実効性が確保される。

(例) 地域総合治水推進計画で知事が流域対策に特に必要として掲げた雨水貯留浸透施設については、所有者等の同意を得て、知事が指定することにより、「指定雨水貯留浸透施設」として、雨水貯留浸透機能を備える等の義務が課せられる。

(7) 各計画地域において円滑に地域総合治水推進計画を策定するためには、まず、計画地域の中から、モデルとする計画地域を抽出し、上記内容等について具体的に検討した上で、一定の「ひな形」となる地域総合治水推進計画を策定し、示す必要があると考える。

〔補足：地域総合治水推進計画と河川整備基本方針・河川整備計画の関係〕

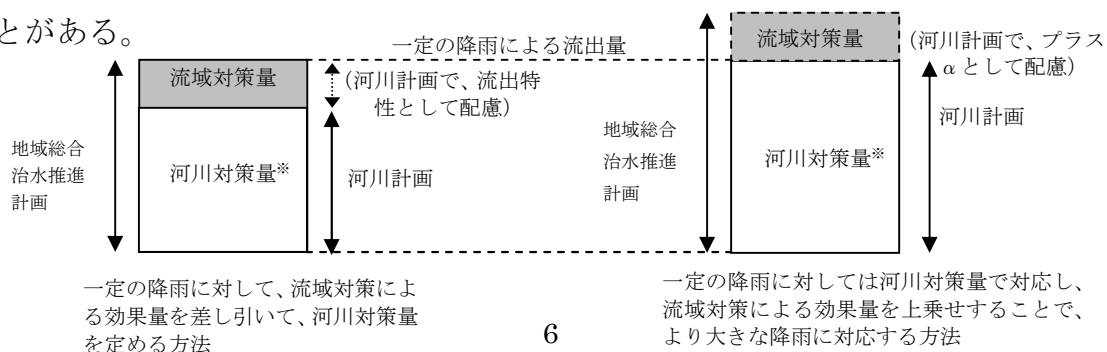
(1) 河川法第16条において、河川の管理者は、当該河川の整備についての基本となるべき方針に関する事項（河川整備基本方針）を定めておかなければならないとされており、さらに、同法第16条の2において、河川整備基本方針に沿って、計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川の整備に関する計画（河川整備計画）を定めておかなければならないとされている（以下、これらをあわせて「河川計画」という。）。

(2) 地域総合治水推進計画には、「ダム、堤防、管渠等の整備に係る事項その他の河川下水道対策に関する事項」を定めることを規定しており（第6条第2項第3号）、河川計画と密接に関係するため、これらを定める際の考え方を以下に整理する。

ア 地域総合治水推進計画で規定する対策のうち、河川対策（河川下水道対策のうち、河川のみに係る対策をいう。）と流域対策に係る計画は、降った雨による流出量に対して、流域対策による効果量が増加すると河川対策の対象量が減少するという関係にある。

イ このうち、河川対策については、河川法で河川計画を策定することとされているため、河川計画を地域総合治水推進計画の河川対策とする。

ウ この際、河川計画の策定には、「一定の降雨に対して、流域対策による効果量を差し引いて、河川対策量を定める方法」と「一定の降雨に対しては河川対策量で対応し、流域対策による効果量を上乘せすることでより大きな降雨に対応する方法」とがある。



エ 今後の河川計画の策定または見直しの際に、2つの方法のうち何れを選択するかは、下記(ア)から(ウ)までを勘案して、河川毎の特性を踏まえて決定する。この際、重要なことは、市町、県民の協働の下、実効性のある地域総合治水推進計画を早期に策定し計画に基づく対策を推進することである。

- (ア) いずれの方法でも、河川計画を策定すること、地域総合治水推進計画で実効性のある流域対策の将来計画を規定することにより、河川対策、流域対策の推進を図ることが可能である。
- (イ) 河川計画で流域対策による効果量を差し引くためには、関係者間で流域対策実施に関して、河川計画と同程度の実効性を担保する必要がある。
- (ウ) 流域の面積、地形、土地利用等の状況により、河川対策に対して発揮できる流域対策の効果の割合には差がある。

第3章 河川下水道対策

(河川の整備及び維持)

第8条 知事は、その管理する河川について、次に掲げるところにより河川の整備及び維持を行うものとする。

- (1) ダムの設置、河道の拡幅、堤防の設置、河床の掘削等の対策を、計画的に、かつ、効果的に組み合わせて行うこと。
- (2) 大雨が予想される場合において操作規則に基づきダムから放流を行うこと等のダムその他の河川法（昭和39年法律第167号）第3条第2項に規定する河川管理施設の適正な管理を行うこと。
- (3) 河川内の樹木、土砂等の流水の妨げとなる物の撤去等を行うこと。
- (4) 降雨による氾濫により過去に著しい浸水による被害が発生した河川にあっては、同様の降雨があったときにおいても浸水による被害が軽減できるよう、河道の拡幅、堤防の補強等を行うこと。
- (5) 流水を流下させる能力が下流に比べて著しく低い箇所がある河川にあっては、当該能力を向上させるため、河床の掘削等を行うこと。

2 知事は、前項の河川の整備及び維持に当たっては、次に掲げる事項に特に留意するものとする。

- (1) 貴重な動植物の生息環境又は生育環境の保全に努めること。
- (2) 流域の歴史及び文化への配慮に努めること。
- (3) 景観との調和に努め、県民が河川に親しむ空間の確保に努めること。

(河川管理者との連携)

第53条 河川法第7条の知事以外の河川管理者及び河川法第100条第1項の準用河川を管理する市町長は、総合治水を推進する県と連携して、その管理する河川及び準用河川の整備及び維持を行うものとする。

2 知事は、河川法第7条の知事以外の河川管理者に対し、その管理する河川の整備及び維持に当たっては、第8条第1項各号に掲げる対策を行い、同条第2項各号に掲げる事項に特に留意するよう求めるものとする。

3 知事は、河川法第100条第1項の準用河川を管理する市町長に対し、その管理する準用河川の整備及び維持に当たっては、第8条第1項各号に掲げる対策を行い、同条第2項各号に掲げる事項に特に留意するよう求めるものとする。

〔現状〕

(1) 河川管理者は、河川法に基づき、河川に流れ込んだ雨水を溢れさせず、安全に流下させるため、次の施策を行っている。

ア 河川計画の策定

イ 河川の整備（河川改修（掘削、築堤及び拡幅）及び洪水調節施設（ダム、遊水地及び調節池）の設置）及び維持

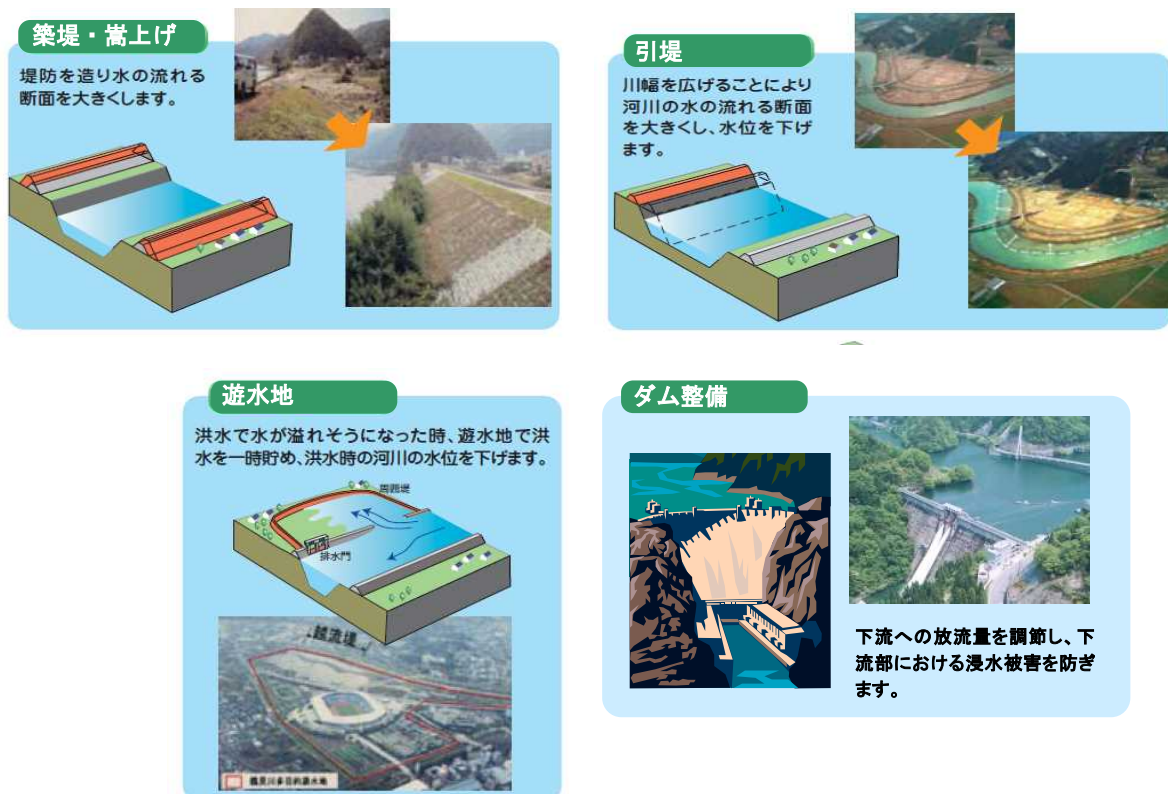


図 「河川の整備」の方策事例
(一部引用：国土交通省ホームページ)

〔課題〕

- (1) 10 年確率の改修（概ね 10 年に一度の洪水に対応できる改修）が済んでいる区間が県管理河川約 3,300km のうち 56% 程度（平成 23 年 3 月末時点）であり、今後も整備及び維持を推進する必要がある。
- (2) 県では、近年、平成 16 年度及び平成 21 年度をはじめ、平成 23 年度にも県下の広い範囲で浸水被害が発生しており、これら災害で得られた教訓を活かすとともに、環境保全の取組等河川を取り巻く状況の変化を踏まえて、河川の整備及び維持を進める必要がある。

〔解説〕

- (1) 第 8 条は、河川管理者である知事が、河川法に基づき、河川の整備及び維持を推進するに当たり、行うべき事項及び特に留意すべき事項を規定している。
- (2) 第 8 条第 1 項は、知事が、近年の浸水被害の教訓を活かし、河川の整備及び維持として行う事項を以下のとおり規定している。
 - ア ダムの設置、河道の拡幅、堤防の設置、河床の掘削等の対策を、計画的に、かつ、効果的に組み合わせて行う。
 - イ 大雨が予想される場合において操作規則に基づきダムから放流を行うこと等のダムその他の河川管理施設の適正な管理を行う。
 - ウ 河川内の樹木、土砂等の流水の妨げとなる物の撤去等を行う。

エ 河川からの氾濫に著しい浸水被害が発生した場合に、同様の降雨があったときにおいても浸水被害が軽減できるよう、河道拡幅、堤防補強等を行う。

オ 流下能力が下流に比べて著しく低い箇所がある場合に、流下能力を向上させるため、河床掘削等を行う。

(3) 第 8 条第 1 項第 2 号において、ダムの放流を例示に掲げたことについては、近年の大雨の傾向と災害の教訓を踏まえ、洪水が発生する前の「予備放流」を早期の段階から実施することが肝要であるとの認識によるものである。

(4) 第 8 条第 2 項は、知事が、河川の整備及び維持を行う際の留意事項を以下のとおり規定している。

ア 貴重な動植物の生息環境又は生育環境の保全に努めること。

イ 流域の歴史及び文化への配慮に努めること。

ウ 景観との調和に努め、県民が河川に親しむ空間の確保に努めること。

(5) 第 53 条第 1 項は、知事以外の河川管理者（国土交通大臣又は政令指定都市の長）や準用河川を管理する市町長は、総合治水を推進する県と連携して、河川の整備及び維持を行うことを規定している。

(6) 第 53 条第 2 項及び第 3 項は、知事は、知事以外の河川管理者や準用河川を管理する市町長に対し、(2) アからオまでの事項を行い、及び(3) アからウまでの事項に特に留意するよう求めることを規定している。

〔補足：取組事例〕

(1) 県では社会基盤整備にあたり、既存ストックの有効活用に取り組んでおり、河川の整備、維持においても、上記取組のひとつとして、利水ダムや公共施設等の既存施設の活用に取り組んでいる。（取組事例：武庫川上流浄化センター内用地を活用した新規遊水地、姫路競馬場グラウンドを活用した船場川調節池、大学のグラウンドを活用した寺畑前川調節池等）

(2) 県では、「安全ですこやかな川づくり」「自然の豊かさを感じる川づくり」「流域の個性や水文化と一体となった川づくり」「水辺の魅力と快適さを生かした川づくり」の 4 つを基本理念とする「ひょうご・人と自然の川づくり 基本理念・基本方針」を平成 8 年に定めて、生態系等に配慮した河川環境の整備及び保全を進めている。さらに、「生物多様性ひょうご戦略」に基づき「生物多様性配慮指針」を平成 22 年 3 月に策定し、生物多様性に配慮した河川環境の整備及び保全に取り組んでおり、今後も推進することとしている。

(下水道の整備及び維持)

第9条 県は、流域下水道（下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第4号の流域下水道をいう。）に係る管渠、ポンプ施設等の整備及び維持を行うものとする。

(下水道管理者との連携)

第54条 下水道法第3条第1項又は第26条第1項の規定に基づき公共下水道又は都市下水路を管理する市町は、総合治水を推進する県と連携して、その管理する公共下水道又は都市下水路の整備及び維持を行うものとする。

2 知事は、前項の市町に対し、公共下水道又は都市下水路の整備及び維持に当たっては、次に掲げる事項に特に留意するよう求めるものとする。

(1) 雨水を排水するための管渠、ポンプ施設、雨水を貯留するための設備等を効果的に組み合わせること。

(2) 浸水による被害の発生の状況等を勘案して必要な地域に重点的に行うこと。

〔現状〕

(1) 下水道管理者は、下水道法に基づき、排水区域内の降雨を安全に河川又は海へ流下させるため、次の施策を行っている。

ア 事業計画の策定

イ 雨水管、雨水排水ポンプ、雨水貯留管・地下貯留施設等の整備及び維持

(2) 流域からの流出の抑制が必要な区域では、雨水貯留管・地下貯留施設等を整備、維持している。

〔課題〕

(1) 下水道(雨水)は5～10年確率の整備水準を目標としているが、5年確率程度の降雨に対する整備率は65%程度(平成23年3月末時点)であり、今後も整備を推進する必要がある。

(2)整備にあたっては、雨水管等の流下型施設だけでなく、雨水貯留管、地下貯留施設等の整備等の流域対策及び内水ハザードマップ作成等の減災対策に配慮した取組も推進する必要がある。

〔解説〕

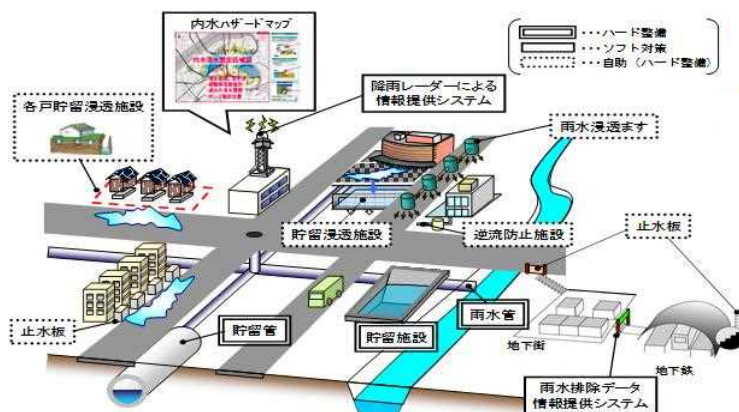
(1)第9条は、流域下水道管理者である知事は、流域下水道に関する管渠、ポンプ施設等の整備及び維持を行うことを規定している。

(2)第 54 条第 1 項は、公共下水道又は都市下水路を管理する市町は、総合治水を推進する県と連携して、それらの整備及び維持を行うことを規定している。

(3)第 54 条第 2 項は、知事は、市町
に対し、次の事項に特に留意するよ
う求めることを規定している。

ア 雨水を排水するための管渠、ポンプ施設、雨水を貯留するための設備等を効果的に組み合わせること。

イ 浸水被害の発生の状況等を勘案して必要な地域に重点的に
行うこと。



図「下水道(雨水)の整備」の方策事例
(引用：国土交通省ホームページ)

第4章 流域対策

第1節 調整池の設置及び保全

(開発行為に伴う調整池の設置)

第10条 土地の形質を変更する行為（以下「開発行為」という。）をしようとする者は、規則で定める基準に照らし、当該開発行為をしようとする土地の現に有する浸水による被害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域において浸水による被害を発生させる可能性が高まると認められる場合には、雨水を一時的に貯留し、雨水の流出を抑制する調整池であって、その可能性を低減するために必要かつ相当な機能を有するものを設置するようにしなければならない。

(重要調整池の設置)

第11条 規模が1ヘクタール以上の開発行為（規則で定める開発行為を除く。）であって、前条の規則で定める基準に照らし、当該開発行為をしようとする土地の現に有する浸水による被害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域において浸水による被害を発生させる可能性が高まると認められる開発行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 開発行為を行う土地の所在地
- (3) 開発行為の目的
- (4) 開発行為を行う土地の利用の現況及び開発行為を行った後の土地の利用の状況
- (5) 前条の規則で定める基準に照らして想定される雨水が流出する量の変化
- (6) 調整池の設置に関する計画
- (7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の開発行為をする者（以下「開発者」という。）は、規則で定める技術的基準に適合する調整池（以下「重要調整池」という。）を設置しなければならない。

(開発者への措置命令)

第12条 知事は、前条第2項に違反して、調整池を設置しない開発者に対し、期限を定めて、重要調整池の設置を命ずることができる。

2 知事は、開発者が設置する調整池が、前条第2項の技術的基準に適合しないと認めるときは、当該開発者に対し、当該調整池を当該技術的基準に適合させるために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(重要調整池の設置の完了の届出等)

第13条 開発者は、調整池の設置に係る工事が完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、設置された調整池について検査を行い、第11条第2項の技術的基準に適合すると認めるときは、その旨を告示するものとする。

(重要調整池の所有者等の義務)

第14条 重要調整池の所有者（所有者以外に当該重要調整池の管理について権原を有する者があるときは、当該権原を有する者）（以下「重要調整池の所有者等」という。）は、

その重要調整池の機能を維持するため、適正な管理を行わなければならない。

- 2 重要調整池について、前項の機能が失われたときは、重要調整池の所有者等は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。
- 3 重要調整池の所有者等が変更したときは、新たに重要調整池の所有者等となった者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(重要調整池の所有者等に対する措置命令)

第 15 条 知事は、前条第 1 項の重要調整池の所有者等が同項の規定に違反して適正な管理を怠ったときは、同項の重要調整池の所有者等に対し、重要調整池に堆積した土砂等の撤去その他重要調整池の機能を維持するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(重要調整池の所有者等の義務の免除)

第 16 条 知事は、浸水による被害を発生させるおそれが減少し、又は公益上の理由が認められる場合には、第 14 条第 1 項の義務を免除することができる。

- 2 前項の規定による義務の免除は、その旨を告示してする。

(重要調整池以外の調整池の管理)

第 17 条 重要調整池以外の調整池の所有者(所有者以外に当該調整池の管理について権原を有する者があるときは、当該権原を有する者)は、その調整池が有する雨水の流出を抑制する機能を維持するため、適正な管理をするようにしなければならない。

(指定調整池の指定)

第 18 条 知事は、重要調整池以外の調整池であって、計画地域における流域対策において、雨水の流出を抑制する機能の維持が特に必要と認める調整池を指定調整池として指定することができる。

- 2 知事は、指定調整池を指定しようとするときは、あらかじめ、その所有者の同意を得るものとする。
- 3 第 1 項の規定による指定は、その旨を告示してする。

(指定調整池の所有者等の義務)

第 19 条 指定調整池の所有者(所有者以外に当該指定調整池の管理について権原を有する者があるときは、当該権原を有する者)(以下「指定調整池の所有者等」という。)は、前条第 1 項の指定の際、現に当該指定調整池が有する雨水の流出を抑制する機能を維持するため、指定調整池について適正な管理を行わなければならない。

- 2 指定調整池について、前項の機能が失われたときは、指定調整池の所有者等は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。
- 3 指定調整池の所有者等が変更したときは、新たに指定調整池の所有者等となった者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(指定の解除)

第 20 条 知事は、公益上の理由その他特別の理由があるときは、指定調整池の指定を解除することができる。

- 2 前項の規定による解除は、その旨を告示してする。

第7章 雑則

(立入検査)

第55条 知事は、第11条から第15条までの規定の施行に必要な限度において、当該職員に、開発行為の対象である土地、重要調整池その他の場所に立ち入り、開発行為をしようとする者、重要調整池の所有者等その他の者の帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問をさせることができる。

2 当該職員は、前項の規定により立入検査をするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第8章 罰則

(罰則)

第58条 第12条第1項若しくは第2項又は第15条の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第59条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第11条第1項の規定による届出について虚偽の届出をした者

(2) 第55条第1項の規定による質問に対して虚偽の陳述をした者

第60条 第11条第1項の規定による届出をしなかった者又は第55条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、忌避し、若しくは質問に対して陳述しない者は、20万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第61条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第11条から第16条まで、第55条及び第8章の規定は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 前項ただし書に定める日前において、開発行為を行うにつき法令上の許可又は認可を必要とする者が当該許可又は認可を求める申請を行った場合における当該申請に係る開発行為については、第11条及び第12条の規定は、適用しない。

〔現状〕

(1) 森林、農地等において宅地、ゴルフ場等に供する開発が行われると、降雨時に雨水の流出が早くかつ量が多くなり、開発地の下流域の水路、河川等からの氾濫が発生しやすくなる。

(2) このため、県では、開発による雨水の流出増が県の管理する河川からの氾濫を招くお

それがある1ヘクタール(ha)以上の開発を対象として、調整池指導要領に基づき、次のア及びイの開発に対して調整池の設置を指導している（当該指導要領の「開発」とは、土地の形質等を変更する行為で、河川の洪水流量の増大をもたらすものをいう。）。

ア 下流河川が30年確率で整備できていない場所における開発

イ 下流河川が30年確率で整備できていても、市街化区域以外における10ha以上の開発

※河川計画では、市街化区域外では開発されないことを前提としている。

(3)市街化区域外の10ha以上の開発には恒久的な調整池、それ以外には下流河川が30年確率で整備できるまでの暫定的な調整池の設置を求めている。

現行の調整池指導要領(県土整備部)

流域河川の管理者	開発面積①	流域河川の改修状況(F:1/30)	市街化の区分	開発面積②	調整池	分類
県知事以外	—	—	—	—	設置指導対象外	—
県知事	1ha以上	未改修	—	—	要設置	A
		改修済	市街化区域外	10ha以上	要設置	A
			市街化区域	10ha未満	設置不要	B
	1ha未満	—	—	—	設置不要	C
					設置不要	D

分類		指導
設置が必要な調整池	市街化区域外かつ10ha以上	恒久調整池の設置
	上記以外	暫定調整池の設置

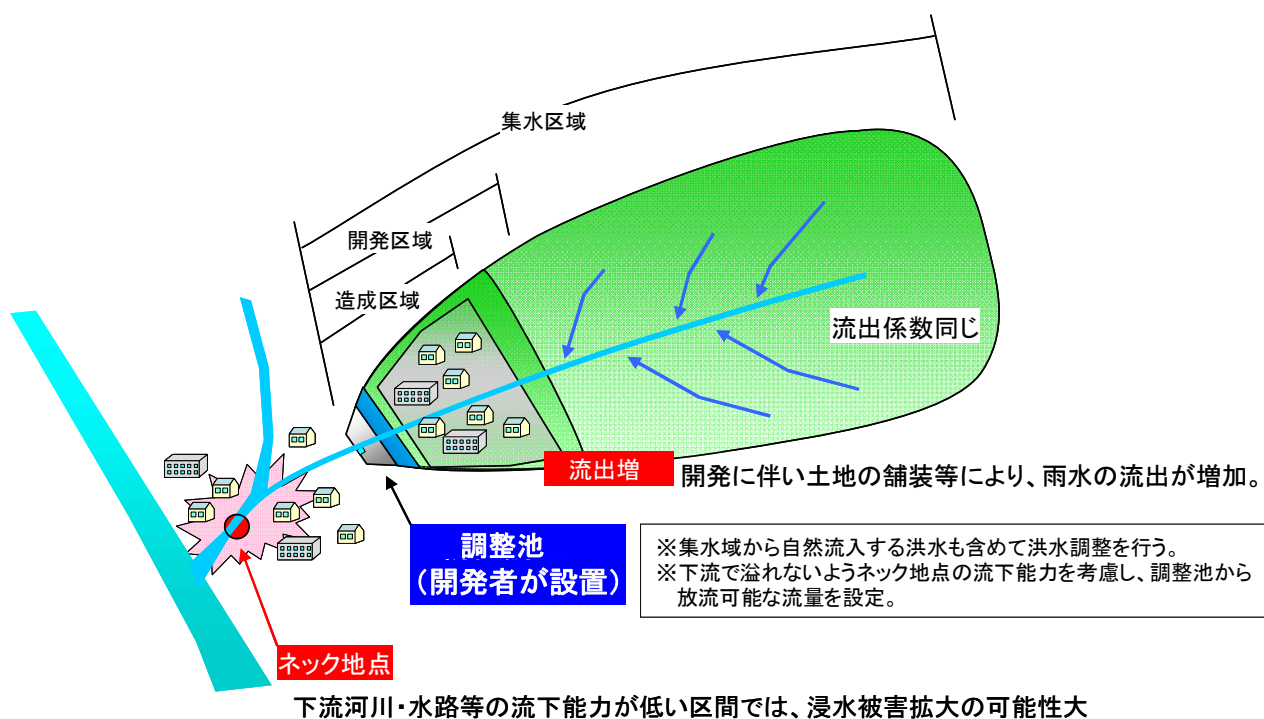
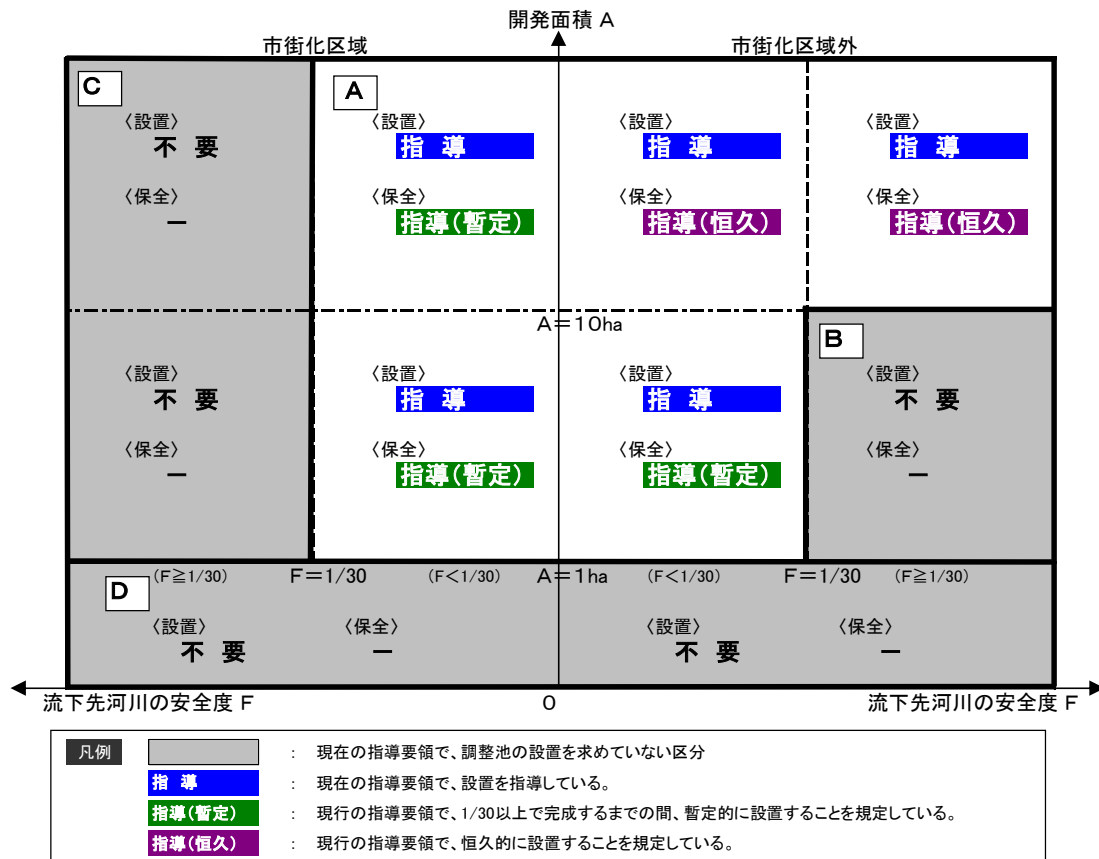


図 「調整池」の役割

現行の調整池指導要領(県土整備部)の内容模式図



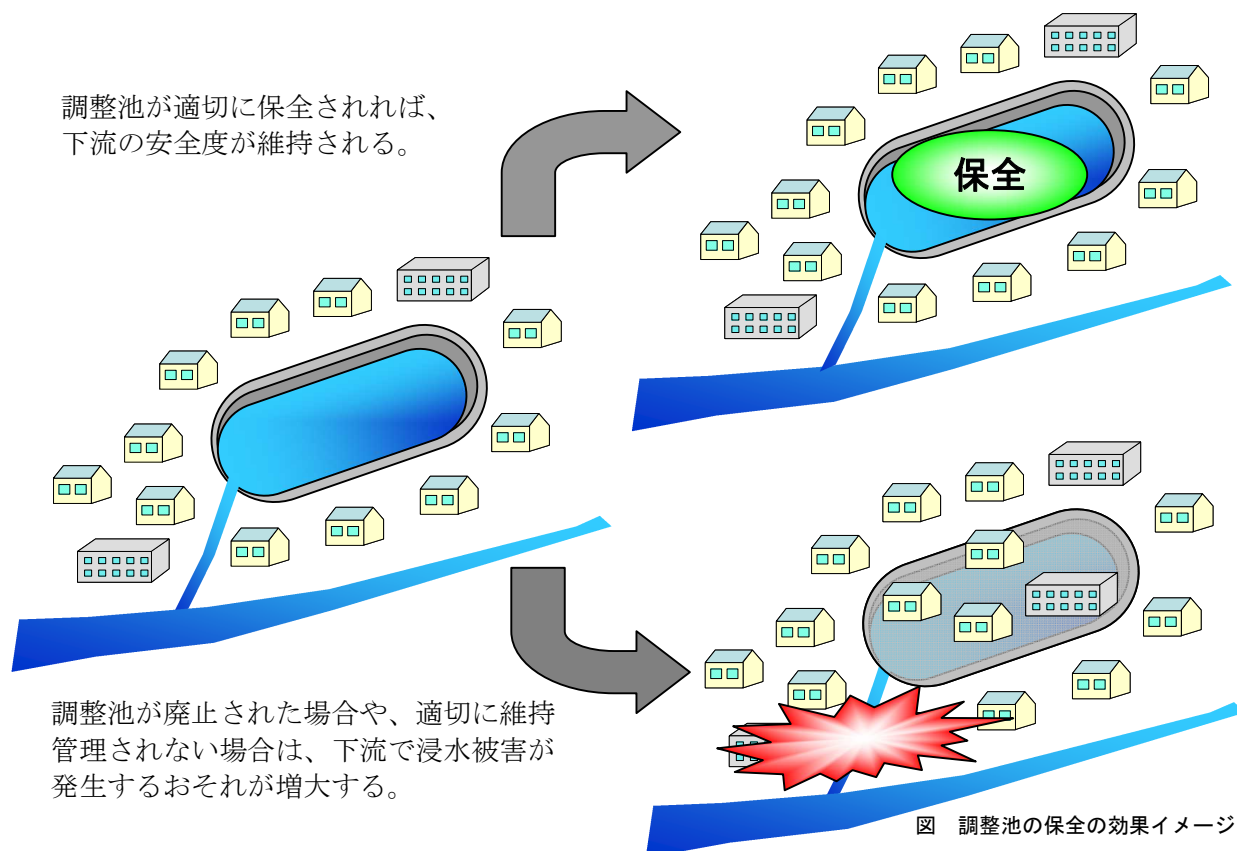
〔課題〕

- 浸水被害を軽減するために、県、市町及び県民がこの条例に基づき流域における流出抑制に取り組むこととなる中、開発行為は、現状よりも流出を増加させるので、開発をしようとする者の責務として、流出を抑制する必要がある。また、現在、雨水の流出を抑制する機能を発揮している調整池を廃止したり、その機能を低下させることは、現状よりも流出を増加させるので、避ける必要がある。
- さらに、浸水被害が生じるのは県の管理する河川だけに限らず、県の管理する河川以外の河川、用水路等に流入する流域における開発行為についても、浸水被害を軽減するという観点から、調整池を設置する必要がある。
- 現在の行政指導では、県の管理する河川に与える影響が大きい開発のみを対象としているが、下記の場合にも浸水被害軽減の観点から、調整池を設置することが望ましいと考える。

ア 市街化区域で改修済み河川の流域の開発には調整池の設置を求めている。しかし、調整池が設置されない場合、改修済み河川への影響は少ないものの、河川に至るまでの水路等で氾濫を招くおそれがある。

イ 市街化区域外では開発が行われないことを前提に河川計画を策定しているため、改修済の河川であっても、当該河川への影響が大きい10ha以上の開発には調整池の設置を求めている。しかし、1ha以上10ha未満の開発には設置を求めておらず、影響は少ないものの、改修済の河川に氾濫を招くおそれがある。

- ウ 1ha 未満の開発については、開発による雨水の流出増が与える影響が小さいため、河川の改修状況や市街化区域内外を問わず、調整池の設置は求めている。
- エ 県の管理する河川以外の流域の開発に対しては、調整池の設置を求めている。
- オ 設置された調整池が廃止された場合や、適切に維持管理されない場合には、調整池が機能している場合に比べて、浸水被害が発生するおそれが増大するため、適切に保全されるべきである。



〔解説〕

- (1) 第 10 条は、〔課題〕(1)(2)の考え方のもと、開発行為をしようとする者は、調整池を設置するようにしなければならないことを規定している。
- (2) 第 11 条第 1 項及び第 2 項並びに第 14 条第 1 項は、開発行為による流出増による影響で河川から、又は河川に至るまでの水路等からの氾濫を招くおそれがある 1 ha 以上の開発行為を行う開発者に対して、技術的基準に適合する調整池（重要調整池）を設置し、雨水の流出抑制機能を維持するため、適正な管理をしなければならないことを規定している。なお、「適正な管理」とは、調整池が有する機能（浸水被害を発生させる可能性を低減するために必要かつ相当な機能）を維持するための堆積土砂等の撤去、堤体の修繕等を行うことをいう。
- (3) 第 12 条第 1 項及び第 2 項並びに第 15 条は、(2)に違反して、重要調整池を設置せず、又は適正な管理を怠った者に対して、知事が必要な措置を講ずべきこと等の命令を行

うことを規定しており、第 58 条から第 61 条までは、これら命令に従わなかった場合の、罰則を規定している。

- (4) 第 16 条第 1 項は、知事は、開発行為を行った土地を緑化する等して雨水流出が完全に開発行為を行う前の状態に戻る等、浸水被害の発生のおそれが減少し、又は調整池の存する土地が公共事業用地として収用される等公益上の理由が認められる場合には、調整池の適正な管理を行う義務を免除することができることを規定している。
- (5) 第 17 条は、重要調整池以外の調整池（1 ha 未満の開発行為に伴う調整池又は本条例制定前に設置された調整池）の所有者は、その調整池が有する雨水の流出を抑制する機能を維持するため、適正な管理をするようにしなければならないことを規定している。
- (6) 第 18 条は、知事は、重要調整池以外の調整池であって、計画地域における流域対策において、その規模、周辺の浸水被害の発生状況、協議会における協議内容等から、雨水の流出を抑制する機能の維持が特に必要と認める調整池を、所有者の同意を得て、指定調整池として指定することができることを規定している。
- (7) 第 19 条第 1 項は、指定調整池の所有者等は、その指定調整池が有する雨水の流出を抑制する機能を維持するため、適正な管理を行わなければならないことを規定している。
- (8) 第 20 条第 1 項は、知事は、公益上の理由その他特別の理由があるときは、指定調整池の指定を解除することができることを規定している。なお、第 19 条第 2 項に基づき、雨水の流出を抑制する機能が失われた旨の届出があった場合にも、このことのみをもって、当該指定を解除するものではなく、本項に該当する場合に限り解除することができるとしている。これは、機能が失われた場合においても、「指定調整池」としてその維持が特に必要と認められる以上（指定が解除されない限り）、当該指定調整池の所有者等はその回復に努めることとなる。
- (9) 附則 1 は、本条例の施行日は平成 24 年 4 月 1 日であるが、重要調整池に関する条項については、現行の調整池指導要領において、調整池設置の対象になっていなかった開発行為に対しても、新たに設置義務を課し、命令、刑罰も科すことから、周知等の期間を勘案し、平成 25 年 4 月 1 日施行とすることを規定している。
- (10) 調整池が有するべき雨水の流出を抑制する機能は、開発行為をしようとする土地の属性（当該土地にどの程度の雨水が流れ込むのか、又は下流域にどの程度流れにくい箇所があるのか）の影響を受ける。開発をしようとする者が下流域の被害を軽減するために必要な機能を有する調整池を設置しなければならないという制約は、当該土地の所有権（財産権）に内在している制約にあたるものと考えている。
- (11) 条例第 11 条の「規則で定める開発行為」は、施行規則第 3 条で下記のとおり列举している。すなわち、下記の開発行為は、1 ha を超える場合でも条例第 11 条による届出義務は免除される。また、重要調整池の設置義務は課されず、努力義務にとどまる。
 - ア 河川、下水道その他の水路（雨水を流下させるものに限る。）を整備し、又は維持することを目的として行う開発行為
 - 〔具体例〕河川拡幅工事。ただし、附帯工事（河川法第 19 条）のみを行う場合は免除しない。
 - イ 農地又は森林を保全することを目的として行う開発行為
 - 〔具体例〕農地の区画整理、農業用水排水路の新設・変更、林道・作業道の新設

ウ 砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防工事、地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 2 条第 4 項に規定する地すべり防止工事又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 2 条第 3 項に規定する急傾斜地崩壊防止工事として行う開発行為

〔具体例〕砂防工事（砂防法第 1 条）、急傾斜地工事（急傾斜地法第 2 条第 3 項）、地すべり工事（地すべり防止法第 2 条第 4 項）。ただし、附帯工事（急傾斜地法第 16 条、地すべり防止法第 15 条）のみを行う場合は免除しない。

エ 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路（同条第 2 項第 6 号に規定する自動車駐車場及びこれと一体として整備される同項各号に規定する道路の附属物を除く。）、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 2 条第 2 項第 1 号に規定する土地改良施設である農業用道路又は漁港関連道を整備することを目的として行う開発行為

〔具体例〕道路（道路法）、農業用道路（土地改良法）、漁港道路（農林水産次官通知）。ただし、附帯工事（道路法第 23 条）のみを行う場合は免除しない。

「サービスエリア」、「パーキングエリア」、道の駅等は、法令上「道路」にあたる自動車駐車場を含むが、開発行為の目的はこれら施設の設置であることから、免除の対象としない。

「インターチェンジ」、「ジャンクション」、法面等は法令上「道路」に含まれるため免除となるが、行政指導により調整池の設置を働きかけることとする。

オ 仮設の建築物の建築その他の土地を一時的な利用に供することを目的として行う開発行為（当該利用に供された後 1 年以内に当該開発行為前の土地利用に戻されることが確実な場合に限る。）

〔具体例〕資材置場、工事現場事務所

カ 非常災害のために必要な応急措置として行う開発行為（当該応急措置が終了した後当該開発行為前の土地利用に戻されることが確実な場合に限る。）

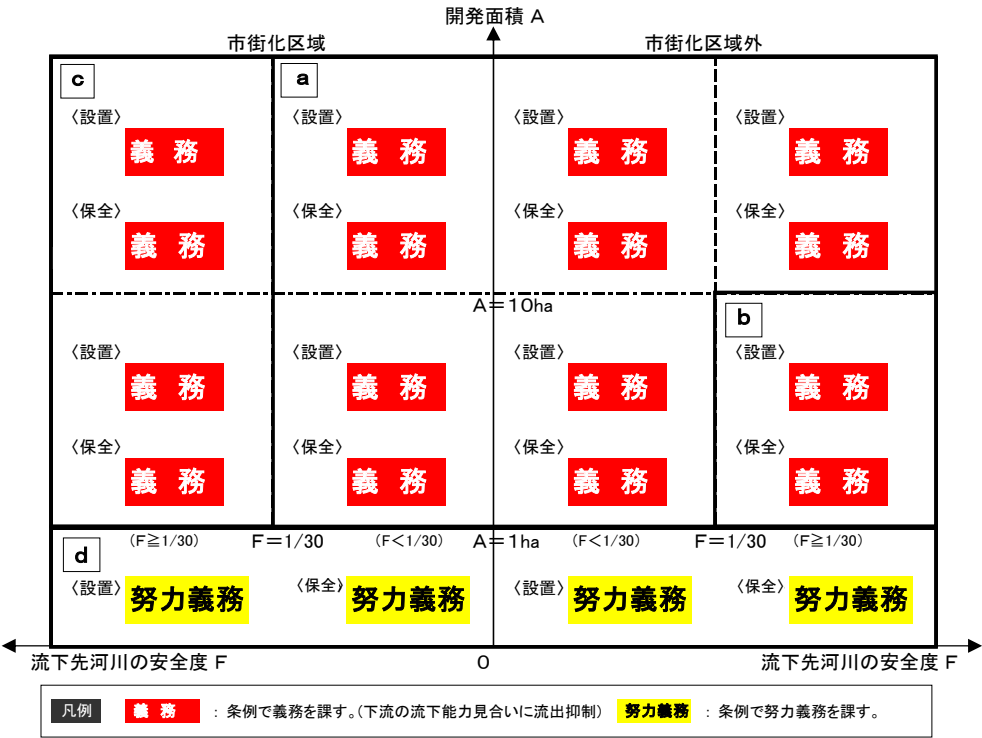
〔具体例〕復旧工事車両の進入路

キ 前各号に掲げるもののほか、知事が別に定める開発行為（平成 25 年 11 月 1 日現在、該当するものはない。）

〔補足：「～するようにしなければならない」の表現について〕

第 10 条中、「～するようにしなければならない」は「～する」ことを義務付けた〈義務規定〉ではなく、「～する」行為の実施に向けて努めることを求める〈努力義務規定〉である。

条例制定後の調整地設置、保全に係る内容模式図



第2節 土地等の雨水貯留浸透機能

(土地等の雨水貯留浸透機能)

第21条 校庭、公園、駐車場その他の広い土地を利用した施設の所有者又は工事の請負契約の注文者若しくは請負契約によらないで自らその工事をする者(以下この節において「所有者等」という。)は、その四方に雨水を貯留するための壁を設置すること、雨水を浸透させる舗装を施すことその他の雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる措置を講ずることにより、これらの施設に雨水貯留浸透機能(雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能をいう。以下同じ。)を備えるとともに、これらの施設の雨水貯留浸透機能を維持するようにしなければならない。

2 庁舎、病院、体育館その他の大規模な建物又は工作物の所有者等は、その敷地又は地下に雨水を貯留する設備を設置すること等により、これらの建物又は工作物に雨水貯留浸透機能を備えるとともに、これらの建物又は工作物の雨水貯留浸透機能を維持するようにしなければならない。

3 住宅、店舗その他の小規模な建物又は工作物の所有者等は、雨水の簡易な貯水槽を設置すること等により、これらの建物又は工作物に雨水貯留浸透機能を備えるとともに、これらの建物又は工作物の雨水貯留浸透機能を維持するようにしなければならない。

4 水田、ため池その他の雨水貯留浸透機能を現に有する施設の所有者は、水田に堰板^{せき}を設置すること、ため池の堤を高くすること等により、これらの施設の雨水貯留浸透機能を高めるとともに、これらの施設の雨水貯留浸透機能を維持するようにしなければならない。

(指定雨水貯留浸透施設の指定)

第22条 知事は、前条各項に規定する施設に係る土地又は建物若しくは工作物(建物又は工作物に関する工事により新たに建築する建物又は工作物を含む。以下「土地等」という。)に雨水貯留浸透機能を備え、又は維持することが計画地域における流域対策に特に必要と認める場合には、当該土地等を指定雨水貯留浸透施設として指定することができる。

2 知事は、指定雨水貯留浸透施設を指定しようとするときは、あらかじめ、その所有者等の同意を得るものとする。

3 第1項の規定による指定は、その旨を告示してする。

(指定雨水貯留浸透施設の所有者等の義務)

第23条 指定雨水貯留浸透施設の所有者等は、その指定雨水貯留浸透施設に対し、雨水貯留浸透機能を備えるとともに、その雨水貯留浸透機能を維持しなければならない。

2 前項の規定により、指定雨水貯留浸透施設に雨水貯留浸透機能を備えようとする者は、その備える雨水貯留浸透機能について、あらかじめ、知事と協議しなければならない。

(指定雨水貯留浸透施設の所有者等の届出)

第24条 前条第1項に規定する者が同項の規定により新たに雨水貯留浸透機能を備え

たときは、当該者は、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 指定雨水貯留浸透施設の雨水貯留浸透機能が失われたときは、当該指定雨水貯留浸透施設の所有者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

3 指定雨水貯留浸透施設の所有者が変更したときは、新たに所有者となった者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(指定の解除)

第 25 条 知事は、指定雨水貯留浸透施設に関する工事の中止その他の雨水貯留浸透機能を備え、又は維持できない正当な理由があるときは、指定雨水貯留浸透施設の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除は、その旨を告示してする。

〔現状〕

(1) 次のような雨水貯留又は地下浸透の取組が全国の各地で実施されている。

ア 校庭や公園、駐車場等への流出防止壁の設置又は掘り下げ

駐車場等への透水性舗装の施工

イ 建築物や公園等の地下への貯留槽の設置

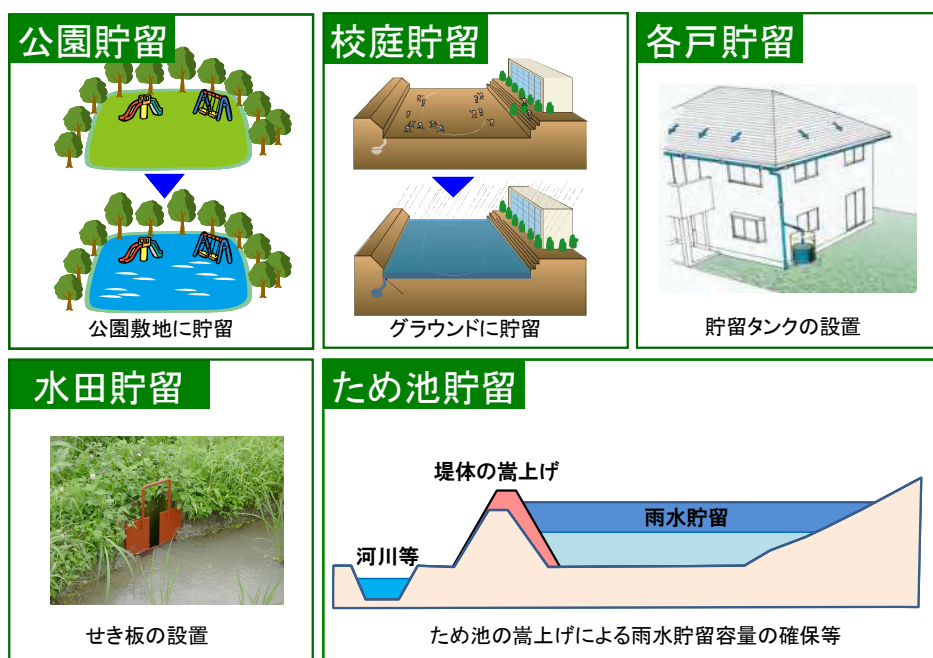
ウ 住宅等への雨水貯留タンクの設置

エ 貯留浸透機能を有するため池、水田の保全、貯留浸透機能の向上

(2) ウは、大きな貯留量や浸透量を確保することが困難であるが、初期降雨の流出抑制には効果がある。

(3) イの建築物地下貯留槽及びウの雨水貯留タンクは、雨水利用を目的としている事例が多いが、雨水流出抑制にも寄与している。

(4) 水田やため池等は、現に一定の雨水貯留浸透機能を持っている。



図・写真 土地等に雨水貯留浸透機能を備えた例

〔課題〕

雨水貯留や地下浸透の取組には、費用負担及び運用に係る手間が生じるため、協力を得られにくい等の問題があるが、県、市町及び県民自らが、浸水被害軽減の必要性を認識して、できるだけ広く貯留又は浸透の取組を行い、特に効果の高いものについては、積極的に推進していく必要がある。

〔解説〕

- (1) 第 21 条各項は、雨水貯留及び地下浸透の取組は、実施個所が多いほど貯留浸透の効果が高くなるため、できるだけ多くの施設で実施することが望ましいことから、様々な施設の所有者等に対して、雨水貯留浸透機能を備え、維持するようにしなければならないことを規定している。
- (2) 第 21 条第 4 項は、一定の雨水貯留浸透機能がある水田やため池の所有者は、その機能を維持することに加え、水田に堰板を設置すること、ため池の堤を高くすること等によって、その機能をさらに高めることを規定している。
- (3) 雨水貯留浸透機能の維持にあたっては、その機能を備える施設の維持管理だけでなく、当該施設を利用する者の安全確保や貯留した雨水の衛生管理等を行う必要があると考える。
- (4) 第 22 条第 1 項及び第 2 項は、知事は、その規模、周辺の浸水被害の発生状況、協議会における協議内容等から、土地等への雨水貯留浸透機能を備え、又は維持することが計画地域における流域対策に特に必要と認める場合には、所有者等の同意を得て、当該土地等を指定雨水貯留浸透施設として指定することができることを規定している。
- (5) 第 23 条第 1 項及び第 2 項は、指定雨水貯留浸透施設に雨水貯留浸透機能を備えようとする者は、当該指定雨水貯留浸透施設に対し、あらかじめ知事と協議した上で、雨水貯留浸透機能を備え、その雨水貯留浸透機能を維持しなければならないことを規定している。
- (6) 県、市町が所有する校庭や公園等は、公的施設として、比較的大きな雨水貯留ができることから、率先して指定雨水貯留浸透施設に指定することが求められる。
- (7) 第 25 条第 1 項は、知事は、指定雨水貯留浸透施設に関する工事の中止その他の雨水貯留浸透機能を備え、又は維持ができない正当な理由があるときは、指定雨水貯留浸透施設の指定を解除することができることを規定している。なお、第 24 条第 2 項に基づき、雨水貯留浸透機能が失われた旨の届出があった場合にも、このことのみをもって、当該指定を解除するものではなく、本項に該当する場合に限り解除することができるとしている。これは、機能が失われた場合においても、「指定雨水貯留浸透施設」としてその維持が特に必要と認められる以上（指定が解除されない限り）、当該指定雨水貯留浸透施設の所有者はその回復に努めることとなる。
- (8) 雨水の流出を抑制する目的で設置した施設は、樹木への散水や庭への打ち水、トイレの洗浄水等、様々な用途に活用でき、逆に雨水を利用する目的で設置した施設は、雨水の流出を抑制することができる可能性がある。このように雨水貯留の取組は、浸水被害の軽減にかかる県民の意識を高めるだけでなく、環境への関心を高め、ひいては地域の結びつきを強め、地域防災力を高めることから、県は、雨水貯留浸透機能を備

え、又は維持することを推進するため、雨水利用、雨水流出抑制の両面からこれらの理解を広め、普及啓発を図る。

〔補足：取組事例〕

県立芸術文化センターには、雨水を利用することを目的とした設備を設けており、雨水の流出を抑制する効果も発揮している。また、伊丹市内で建て替え中の県営住宅では、雨水の流出を抑制することを目的として、駐車場を掘り下げることにより、雨水貯留浸透機能を備えることとしている。

第3節 貯水施設の雨水貯留容量の確保

(貯水施設による雨水貯留容量の確保)

第26条 利水ダム、ため池その他の雨水を貯留し、利用する目的で設置された貯水施設の管理者は、雨水を貯留するに当たっては、あらかじめその貯水量を減じる等の適切な措置により、大雨に伴う雨水を貯留する容量（以下「雨水貯留容量」という。）を確保するようにしなければならない。

(指定貯水施設の指定)

第27条 知事は、前条の適切な措置を行うことが計画地域における流域対策に特に必要と認める貯水施設を指定貯水施設として指定することができる。

2 知事は、指定貯水施設を指定しようとするときは、あらかじめ、その管理者の同意を得るものとする。

3 第1項の規定による指定は、その旨を告示してする。

(指定貯水施設の管理者の義務)

第28条 指定貯水施設の管理者は、第26条に規定する適切な措置により、雨水貯留容量を確保しなければならない。

2 前項の規定により、指定貯水施設において適切な措置を行おうとする者は、その行う適切な措置について、あらかじめ、知事と協議しなければならない。

(指定貯水施設の管理者の届出)

第29条 指定貯水施設の雨水貯留容量の確保を休止し、又は雨水を貯留する用途を廃止するときは、その管理者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 指定貯水施設の管理者が変更したときは、新たに管理者となった者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(指定の解除)

第30条 知事は、雨水を貯留する用途の廃止その他の雨水貯留容量を確保することができない正当な理由があるときは、指定貯水施設の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除は、その旨を告示してする。

〔現状〕

(1)大雨が予想される時に、利水ダムやため池等一部の貯水施設において、貯水量をあらかじめ減じて、一時的に貯留容量を確保する取組が実施されている。

(2)予め貯水量を減じなくても、空き容量があれば、貯留効果が得られる。

〔課題〕

利水目的で貯水している貯水量を減じる場合、降雨が少なく貯水量が回復しない時に利水に支障が生じるおそれがあること、貯水量を減じる手間がかかることから、取組が広がっていない。

〔解説〕

- (1) 第 26 条は、貯水施設では、利水のための貯水量を確保するよう努めているが、洪水が予想される場合に、貯水量をあらかじめ減じて、一時的に貯留する容量を確保すれば、流出抑制を図ることができること、平成 23 年台風 12 号等近年の豪雨災害を踏まえ、利水ダム等の治水活用の有効性も考えられることから、貯水施設の管理者に対して、雨水貯留容量を確保するようにしなければならないことを規定している。
- (2) ため池について、従来から維持管理の手法として行われてきた、秋期に水を抜く「池干し」は、台風による雨水の流出を抑制する上で、大きな効果が得られることがある。
- (3) 第 27 条第 1 項及び第 2 項は、知事は、貯水施設の規模、周辺の浸水被害の発生状況、協議会における協議内容等から、貯水量を減じる等の適切な措置を行うことが計画地域における流域対策に特に必要と認める貯水施設を、管理者の同意を得て、指定貯水施設として指定することができることを規定している。
- (4) 第 28 条第 1 項及び第 2 項は、指定貯水施設の管理者は、あらかじめ知事と協議した上で、雨水貯留容量を確保しなければならないことを規定している。
- (5) 第 30 条第 1 項は、知事は、雨水を貯留する用途の廃止その他の雨水貯留容量を確保することができない正当な理由があるときは、指定貯水施設の指定を解除することができることを規定している。なお、第 29 条第 1 項に基づき、雨水貯留容量の確保を休止等する旨の届出があった場合にも、このことのみをもって、当該指定を解除するものではなく、本項に該当する場合に限り解除することができるとしている。これは、休止等する場合においても、「指定貯水施設」としてその雨水貯留容量の確保が特に必要と認められる以上(指定が解除されない限り)、当該指定貯水施設の管理者はその確保の再開等に努めることとなる。

〔補足：取組事例〕

稲美町にある長府池^{ちようふ}、満溜池^{まんりゅう}等では、下流河川(曇川と国安川の合流地点)での浸水被害を軽減するため、台風等による大雨が予想されるときには、あらかじめ、ため池の水位を下げる取組を行っている。

第4節 ポンプ施設との調整

(ポンプ施設の管理者の義務)

第31条 堤内地にたまった水を河川に排水するためのポンプ施設（河川法第3条第2項に規定する河川管理施設であるものを除く。以下この節において単に「ポンプ施設」という。）の管理者は、当該河川が増水し、堤防の決壊等による浸水による被害が発生するおそれが生じている場合においては、当該河川への排水を行わない等のポンプ施設の適切な操作をするようにしなければならない。

(指定ポンプ施設の指定)

第32条 知事は、前条の適切な操作を行うことが計画地域における流域対策に特に必要と認めるポンプ施設を指定ポンプ施設として指定することができる。

2 知事は、指定ポンプ施設を指定しようとするときは、あらかじめ、その管理者の同意を得るものとする。

3 知事は、指定ポンプ施設を指定しようとするときは、あらかじめ、当該指定ポンプ施設をその区域に含む市町の長の意見を聴くものとする。

(指定ポンプ施設の排水計画の策定)

第33条 指定ポンプ施設の管理者は、当該指定ポンプ施設が排水する河川が増水している場合における当該ポンプ施設の計画的な操作を行うため、河川の水位に応じた適切なポンプ施設の操作を定めた計画（以下「排水計画」という。）を策定しなければならない。

2 指定ポンプ施設の管理者は、排水計画の策定に当たっては、あらかじめ、知事と協議し、その同意を得なければならない。

3 知事は、前項の同意をするに当たっては、あらかじめ、当該指定ポンプ施設をその区域に含む市町の長の意見を聴くものとする。

(指定ポンプ施設の管理者の義務)

第34条 指定ポンプ施設の管理者は、排水計画に従って、指定ポンプ施設の操作を行わなければならない。

2 指定ポンプ施設の用途を廃止したときは、その管理者は、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

3 指定ポンプ施設の管理者が変更したときは、新たに管理者となった者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(指定の解除)

第35条 知事は、指定ポンプ施設について、その用途が廃止されたときは、その指定を解除するものとする。

〔現状〕

(1) 築堤河川に隣接した区域では、河川の水位が上昇すると雨水を当該河川へ自然に排水できないため、下水道管理者等が人為的に雨水を排水するためのポンプ施設を設置して、当該区域の浸水被害を軽減している。

(2) 現状では、大部分のポンプ施設は、河川水位が上昇し、堤防が決壊するおそれがある

場合でも、排水が継続されることから、河川の水位上昇を助長し、堤防が決壊する危険性を高めている。

- (3) このような中、国は、平成 12 年の東海豪雨を教訓として、増水時における堤防の決壊を防ぐためにポンプ施設の運転停止を適切に行うよう、ポンプ施設の管理者が河川管理者と共同して、河川増水時におけるポンプ施設の運転停止ルールをあらかじめ定めておくことが望ましい旨、河川管理者及び下水道管理者に通知した。
- (4) しかしながら、ポンプ施設の管理者は、河川増水時におけるポンプ施設の運転停止を想定していないこと、運転を停止した場合の内水被害区域と河川の堤防が決壊した場合の浸水被害区域が違ふことから、関係市町や住民の理解が得にくく、全国でも運転停止ルールが定められた事例は極めて少なく、県内には事例はない。

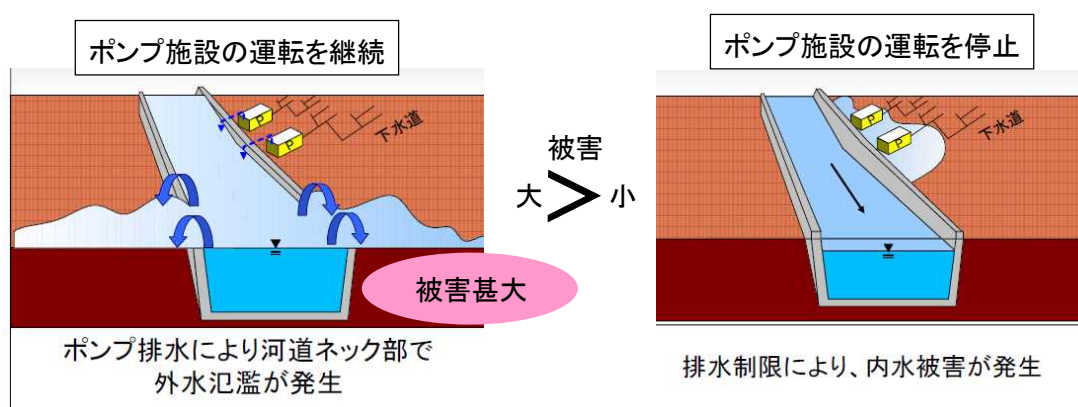


図 水位上昇時のポンプ排水「継続」と「停止」

〔課題〕

（引用 国土交通省 浸水対策小委員会資料）

現状では、河川増水時に、堤防が決壊するおそれがある場合でも、大部分のポンプ施設では内水を排水するための運転が継続されることから、河川の堤防が決壊する危険性を高めることが想定される。したがって、河川の整備を進める一方で、ポンプ施設においては、排水する河川の増水状況に応じた内水を排水するための運転の抑制と、これに伴う内水の浸水被害を軽減するための対策を実施する必要がある。

〔解説〕

- (1) 第 31 条は、河川が増水し、堤防の決壊等による浸水被害が発生するおそれが生じている場合は、河川へ内水を排水するポンプ施設の管理者に対して、当該河川への排水を行わない等の、ポンプ施設の適切な操作をするようにしなければならないことを規定している。
- (2) 外水氾濫に伴う甚大な被害を回避・軽減するため、河川への内水を排水するポンプ施設の管理者には、河川管理者と共同して排水ポンプの運転停止ルールを策定するとともに、関係市町と連携して、排水ポンプの運転停止に伴い発生が予想される内水被害を軽減するための対策を実施するよう努めてもらう必要がある。
- (3) 第 32 条第 1 項及び第 2 項は、知事は、適切な操作を行うことが計画地域における流域対策に特に必要と認めるポンプ施設を、その管理者の同意を得て、指定ポンプ施設

として指定することができることを規定している。

- (4) 第 32 条第 3 項は、知事は、指定ポンプ施設を指定しようとするときは、あらかじめ、当該指定ポンプ施設をその区域に含む市町の長の意見を聴くことを規定している。
- (5) 第 33 条第 1 項及び第 2 項は、指定ポンプ施設の管理者に対して、当該指定ポンプ施設が排水する河川が増水している場合における当該ポンプ施設の計画的な操作を行うため、知事と協議し、その同意を得た排水計画を策定しなければならないことを規定している。排水計画の策定を求めているのは、指定ポンプ施設の運転継続・停止が堤防の決壊、内水氾濫による浸水被害の発生に関わるものであることから、あらかじめ、厳密かつ明確な運転停止ルールが必要との趣旨である。
- (6) 第 33 条第 3 項は、知事は、(5) の同意をするに当たっては、あらかじめ、当該指定ポンプ施設をその区域に含む市町の長の意見を聴くことを規定している。これは、内水における浸水被害の発生に関わる事柄であることから、水防管理者、下水道管理者等の立場である市町の長の意見を聴くことが不可欠との趣旨である。
- (7) 第 34 条第 1 項は、指定ポンプ施設の管理者に対して、排水計画に従って、指定ポンプ施設の操作を行わなければならないことを規定している。
- (8) 第 35 条は、知事は、指定ポンプ施設について、その用途が廃止されたときは、その指定を解除するものとすることを規定している。

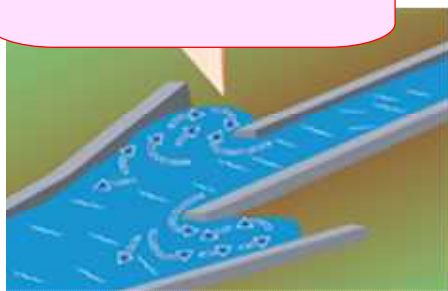
第5節 遊水機能の維持

第36条 河川の増水に伴って浸水が生じることにより河川の流水及び雨水を一時的に貯留する機能（以下「遊水機能」という。）を現に有する農地等の土地の所有者は、その土地の遊水機能の維持に努めなければならない。

〔現状〕

- (1) 現在のような大規模な土木工事が行えなかった時代から、先人たちは、住宅は高台に建築し、連続堤防を設けるのではなく、霞堤や越流堤を存置する等して、河川沿いの浸水しやすい農地等の土地に遊水機能を持たせることにより、その地点や下流の洪水被害を軽減してきた。
- (2) そのような土地において、盛土等が行われると遊水機能が減少し、住宅等が建築されると洪水時にその住宅に甚大な浸水被害が発生するので、連続堤防の整備等河川が整備されるまでの間は、遊水機能を維持することが望ましい。
- (3) 河川の整備において、遊水機能による調節効果を見込む場合は、河川整備計画に遊水地として位置づけるが、そのような例は稀で、通常は連続堤防の整備を優先して行っている。

洪水時に開口部から逆流し、洪水の勢いを弱める



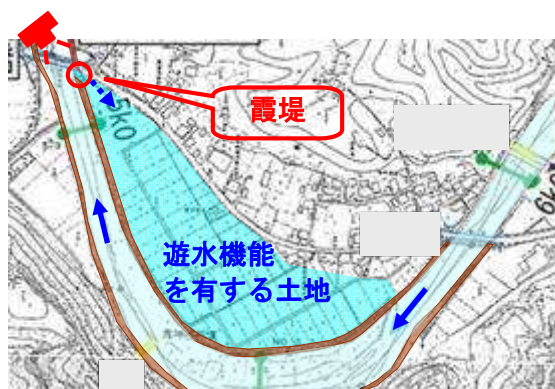
霞堤により氾濫した洪水が広がることを防ぐことができる



越水や堤防の決壊

支川の流出量を自然に流すことが可能

図 霞堤の機能



図・写真 遊水機能を有する土地の例

〔課題〕

- (1) 遊水機能を現に有する土地は、霞堤や越流堤とともに、洪水被害を軽減するための先人の知恵による工夫として残されたものであり、盛土等による雨水の流出増や、住宅立地等による浸水被害の増大を抑制するため、その機能を維持することが望ましい。

- (2) 河川の整備の一環として、洪水を調節して河道の分担量を減らす施設として河川整備計画に位置づけられた遊水機能を有する土地については、河川法に基づく洪水調節施設として整備される。
- (3) しかし、河川整備計画に洪水調節施設として位置付けられていない遊水機能を有する土地が存在する場合があります、このような土地は、河川の整備が行われるまでの間、遊水機能が維持されることが望ましい。

〔解説〕

本条は、遊水機能を有する土地において盛土等が行われると、その機能が損なわれ、また、住宅等が建築されると、当該土地に水が流れ込んだ時に深刻な浸水被害が生じるおそれが高くなることから、遊水機能を現に有する農地等の土地の所有者に対して、遊水機能の維持に努めなければならないことを規定している。

〔補足：減災対策との組合せ〕

- (1) 県は、市町とも連携して、浸水想定区域、浸水の深さの周知、浸水被害の発生に係る情報の伝達等遊水機能を有する土地が浸水した時の減災対策を講じる必要があると考える。
- (2) 遊水機能を有する土地で住宅の建築等を行う者は、当該建築物に耐水機能を備えたり（第 44 条）、浸水想定区域や浸水被害の発生に係る情報を把握する（第 40 条第 3 項）等して、浸水被害に備えることが重要である。

第6節 森林の整備及び保全

第37条 森林の所有者又は森林を使用収益する権原を有する者は、森林の有する雨水の浸透及び滞留の機能並びに県土の保全の機能が確保されることを旨として、その森林の整備及び保全が図られるようにしなければならない。

2 県は、市町と連携し、間伐に対する支援、土砂の流出を防止する施設の設置等の森林の整備及び保全に資する施策を講ずるものとする。

〔現状〕

- (1) 森林の保水力については定量的な評価が難しいが、一般的に、森林が健全な状態に保たれていないと保水力が低下するとされており、森林を適切に整備することが重要である。
- (2) 木材価格の低迷による林業生産活動の停滞や後継者不足等により整備の不十分な森林が増加しているため、県は、森林が健全な状態に保たれるよう、造林事業等の国補助制度に加え、森林は県民の共通の財産であるという理解のもと、「森林整備への公的関与の充実」「県民総参加の森づくりの推進」を基本方針に進めている「新ひょうごの森づくり」、さらに、県民緑税を活用した「災害に強い森づくり」等の施策を実施している。



間伐実施前の人工林



保水力の改善



間伐実施後の人工林

写真 間伐実施前後の人工林の状況

〔課題〕

- (1) 森林の所有者等は、引き続き、良好な森林を保つよう努める必要がある。
- (2) 県は、引き続き、健全な森林を保つための施策を行う必要がある。

〔解説〕

- (1) 第37条第1項は、森林の所有者又は森林を使用収益する権原を有する者に対して、森林の有する雨水の浸透及び滞留の機能並びに県土の保全の機能が確保されることを旨として、その森林の整備及び保全が図られるようにしなければならないことを規定している。なお、「森林を使用収益する権原を有する者」とは、所有者から森林経営の委託を受けた森林組合等を想定している。
- (2) 第37条第2項は、県は、市町と連携し、間伐に対する支援、土砂の流出を防止する施設の設置等の森林の整備及び保全に資する施策を講ずることを規定している。

第5章 減災対策

第1節 浸水に関する情報

(浸水が想定される区域の指定)

第38条 知事は、河川（河川法第9条第2項、第10条第1項及び第11条第1項の規定に基づき知事が管理する河川のうち、水防法（昭和24年法律第193号）第10条第2項、第11条第1項又は第13条第1項若しくは第2項の規定により指定された河川を除く。）について、浸水による被害の軽減を図るため、規則で定めるところにより、降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を指定するものとする。

2 前項の規定による指定は、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を明らかにしてするものとする。

3 知事は、第1項の規定による指定をしたときは、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表し、県民に周知をするとともに、関係市町の長に通知しなければならない。

4 前2項の規定は、第1項の規定による指定の変更について準用する。

5 知事は、市町の長に対し、その所管する河川、下水道その他の水路について前各項の規定による措置と同様の措置を講ずるとともに、第3項の県民への周知に協力し、浸水からの円滑かつ迅速な避難を確保するための措置を講ずるよう求めるものとする。

(県民の情報の把握)

第39条 県民は、国、県及び市町が公表した浸水が想定される区域に関する情報を把握するよう努めなければならない。

2 県民は、前条第3項の周知に協力するようにしなければならない。

〔現状〕

1 洪水ハザードマップについて

(1)大雨による浸水が発生する際に、県民が平時から安全な避難等の準備を行うことができるように、県は、浸水想定区域や浸水の深さを周知している。

(2)水防法第11条第1項又は第13条第2項の規定により指定された河川（洪水予報河川、水位周知河川）について、知事は、水防法第14条の規定により、浸水想定区域を指定し、浸水した場合に想定される水深を明らかにして市町の長に通知することとされている。

(3)水防法第15条の規定により、市町の長は自ら作成する市町地域防災計画に反映するとともに、住民に周知することとされている。

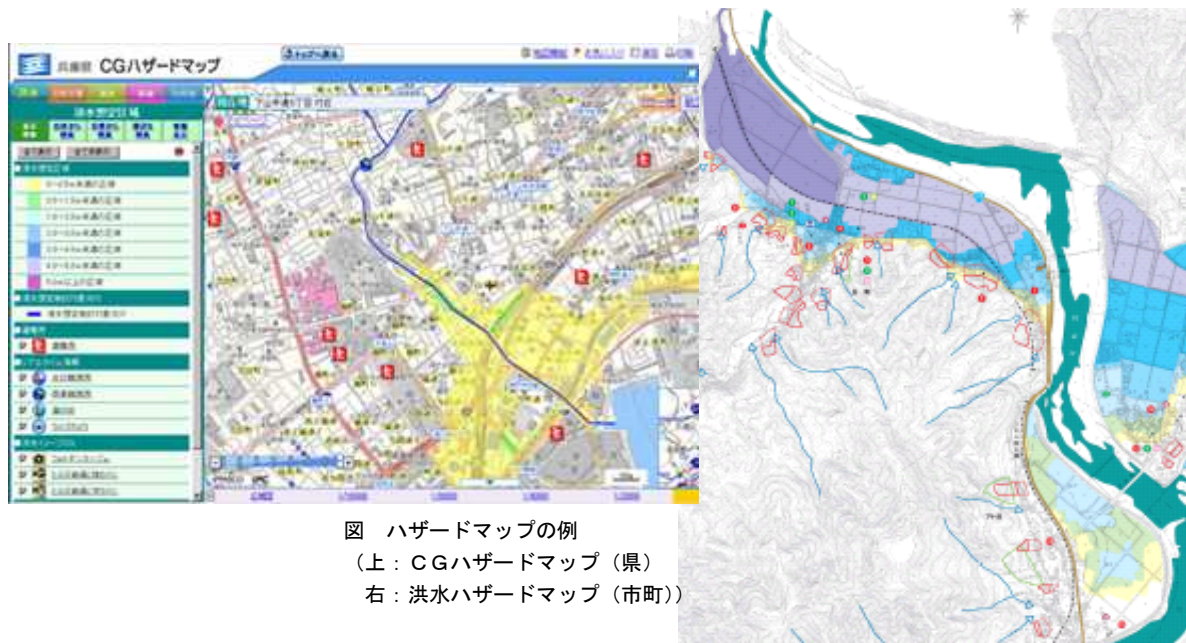
(4)県では、水防法で定められた70河川のみならず、全684河川について浸水想定区域図を作成することとしており、現在404河川について作成済みで、市町に通知するとともに、平成17年から県のホームページでCGハザードマップとして公表している。また、これを受けて、全41市町で住民に周知するための洪水ハザードマップを作成、公表済みである。

2 内水ハザードマップについて

(1)尼崎市で内水ハザードマップを作成中である。（東園田町は公表済。市内の他の町に

については、公表に向け現在調整中。)

- (2) なお、「床上浸水実績がある市町村等では内水ハザードマップの作成を重点的に進めるべき」との国からの事務連絡がある。



〔課題〕

- (1) 全河川の浸水想定区域図や洪水ハザードマップ、内水ハザードマップ等の作成を進め、県民に周知することが必要である。
- (2) 日頃からハザードマップ等の情報を、県民自らが取得して、浸水への備えを行うよう努める必要がある。

〔解説〕

- (1) 第 38 条第 1 項から第 3 項までは、知事は、上記以外の県管理河川についても、浸水想定区域の指定、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を明らかにするとともに、県民への周知、関係市町の長への通知を行うことを規定している。
- (2) 第 38 条第 5 項は、知事は、市町の長に対し、その所管する河川、下水道その他の水路について、内水ハザードマップの作成等も含め、(1)と同様の措置を講ずるとともに、(1)の県民への周知に協力し、浸水からの円滑かつ迅速な避難を確保するための措置を講ずるよう求めることを規定している。
- (3) 第 39 条第 1 項及び第 2 項は、行政から提供する情報を自助・共助による浸水被害軽減に結びつけるため、県民に対して、国、県、市町が公表した情報を取得し、さらに様々な機会を通じて他者に周知するよう努めることとすることを規定している。
- (4) 周知の方法としては、例えば、洪水ハザードマップ、内水ハザードマップ等の市町サービス窓口での配布、公共施設及び店舗等への掲示、宅地建物取引時における事業者による配布及び説明等が挙げられる。

〔補足：取組事例〕

県が公表しているＣＧハザードマップについては、浸水実績の掲載等の情報更新や表示画面や操作について機能の追加・充実等、県民が使いやすくするために、毎年見直しや改善を行っており、今後も、より一層使いやすく汎用性のあるものにするため、改善に努めていく。

(浸水による被害の発生に係る情報の伝達)

第 40 条 県は、浸水を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減するための市町による活動を円滑に進められるよう、水防法の規定に基づくもののほか、管理する河川及び下水道についての水位、雨量等の情報を市町及び県民に逐次提供するとともに、避難の指示等についての判断に資する情報を市町に提供するものとする。

2 県は、市町に対し、前項の水位、雨量等の情報の県民への提供に協力するよう求めるものとする。

3 県民は、国、県及び市町が提供する浸水による被害及び避難に関する情報を把握し、他の県民にそれらの情報を伝え、自ら及びそれぞれの安全を確保するよう努めなければならない。

〔現状〕

(1)洪水時に、河川等のリアルタイム情報を把握して避難行動等を的確に行えるように、県は、浸水被害の発生に係る情報を市町、県民に伝達している。

(2)洪水予報河川について、知事は、水防法第 11 条第 1 項の規定に基づき、洪水予報を発表し、水防管理者に通知するとともに、一般に周知している。

(3)水位周知河川について、知事は、水防法第 13 条第 2 項の規定に基づき、特別警戒水位に達した時は、水防管理者に通知するとともに、一般に周知している。

(4)水防法第 16 条第 1 項の規定により指定された河川（水防警報河川）について、知事は、水防警報を発している。

(5)県は、(1)から(4)までに加え、下記取組を実施している。

ア 県下 140 地点の水位、156 地点の雨量を国に提供し、これを加えた 178 地点の水位、261 地点の雨量を国がホームページで公表。

イ 41 地点の河川画像をホームページで公表。平成 23 年度中に 93 河川 124 地点に拡大予定。

ウ 54 河川 90 地点の水位予測を市町に配信。

エ 千種川水系で氾濫予測情報を市町に試験配信。平成 24 年度末までに全 684 河川に拡充予定。

(6)水防法第 15 条に基づき、市町は、必要に応じ、浸水想定区域内の地下街等を地域防災計画に定めて、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定める。この地下街等の所有者又は管理者は、洪水時の避難の確保を図るための計画を作成し、公表している。



図 ホームページによる河川画像の公表例
(千種川流域)

〔課題〕

- (1) 水防法に定められた内容以外の取組についても、進める必要がある。
- (2) 県が提供している情報が活用されるよう、市町は県民に周知する必要がある。
- (3) 行政が発信した情報を県民自らが取得して、的確な避難行動を行うよう、自助、共助に努める必要がある。

〔解説〕

- (1) 本条第1項は、県は、浸水を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減するための市町による活動を円滑に進められるよう、水防法の規定に基づくもののほか、管理する河川及び下水道についての水位、雨量等の情報を市町及び県民にインターネット等を通じて、逐次提供するとともに、避難の指示等についての判断に資する情報を市町に提供することを規定している。
- (2) 本条第2項は、県は、市町に対し、(1)の水位、雨量等の情報の県民への提供に協力するよう求めることを規定している。
- (3) 本条第3項は、行政から提供する情報を自助・共助による浸水被害軽減に結びつけるため、県民に対して、国、県、市町が提供する情報を把握し、さらに他者に周知し、安全を確保するよう努めなければならないことを規定している。

〔補足：河川以外の施設例〕

(1) 道路アンダーパス部

注意喚起板等が設置されていないため冠水状況がわかりにくい道路アンダーパス部（交差する鉄道や他の道路の下を通過するため、周辺の地面よりも低くなっている道路区間）では、注意喚起板をはじめ、道路冠水情報板や水深表示板を設置する等、利用者への冠水状況の積極的な情報伝達が望まれる。

(2) 地下街等

水防法で対策を講じることになっていない地下街等の地下空間の浸水対策については、管理者又は所有者の判断にゆだねられているが、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置を講じることが大切である。



写真 道路アンダーパス部（通常時）と冠水情報板



写真 地下街への浸水（平成11年 福岡県）

（浸水による被害の軽減に関する学習）

第 41 条 県民は、浸水による被害の軽減を図るためには、県民一人ひとりが浸水による被害を軽減する適切な対策を講ずることが重要であることを認識し、自ら浸水による被害及びこれに対する適切な対策について学習するように努めなければならない。

2 県は、浸水による被害及びこれに対する適切な対策に関する知識を県民に対し普及し、その学習を支援するとともに、市町に対し、同様の施策を講ずるよう求めるものとする。

〔現状〕

県及び市町は、県民に、浸水被害の軽減に関する知識を普及啓発するために、次の取組を行っている。

ア 出前講座や防災学習の実施

イ 手作りハザードマップの作成を支援



写真 自治会による手作りハザードマップ作成の様子

〔課題〕

- (1) 河川や水路、地形、土地利用状況等により、浸水被害の特徴が異なり、人命、財産等を守るためには、県民自身が、それぞれの地域に発生するおそれが高い浸水被害をあらかじめ把握し、被害発生時に備え、適切な行動を取ることが重要である。
- (2) (1)の認識のもと、現在の取組を推進していく必要がある。
- (3) 県民が知識を得るための努力も必要である。
- (4) 学校における防災教育や生涯学習の場等で、総合治水の考え方を学習することが重要である。

〔解説〕

- (1) 本条第 1 項は、県民に対して、浸水被害の軽減を図るためには、県民一人ひとりが浸水被害を軽減する適切な対策を講ずることが重要であることを認識し、自ら浸水被害及びこれに対する適切な対策について学習するように努めなければならないことを規定している。
- (2) 本条第 2 項は、県は、浸水被害及びこれに対する適切な対策に関する知識を県民に普及させ、その学習を支援するとともに、市町に対して、同様の施策を講ずるよう求めることを規定している。（学校における防災教育や生涯学習の場での学習、地域の防災リーダーやNPO等の専門家による啓発等）

第2節 浸水による被害の軽減のための体制の整備

(浸水による被害の軽減のための体制の整備)

第42条 県は、浸水を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減するため、市町と連携し、第40条第1項の情報の提供等を適切に行うことができる体制の整備を行うものとする。

〔現状〕

県及び市町は、組織、資機材の整備や研修、マニュアル作成等による水防体制の強化や、防災訓練等を実施している。

〔課題〕

- (1) 浸水被害発生時に浸水被害を軽減するためには、水防団等による水防活動が重要な役割を果たすことになるが、近年、水防団数、団員数の減少や高齢化の問題が顕在化している。
- (2) 防災意識に地域差があり、県民の自助・共助意識を高めるため、県及び市町は、現在の取組をさらに推進していく必要がある。
- (3) 被災地の早期復旧に向けた支援体制や仕組みの強化が必要である。

〔解説〕

本条は、県は、浸水を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減するため、市町と連携し、情報の提供等を適切に行うことができる体制の整備を行うことを規定している。

〔補足：取組事例〕

県は、阪神・淡路大震災等の経験や教訓も活かしながら、災害時に備え、地域防災の担い手となる防災リーダーの育成等を推進しているほか、被災地での応急活動を支援するための支援隊を組織し、災害時には、被災市町の要請等に基づき、専門家やボランティア等を派遣し、被災地の早期復旧に資する取組を推進することとしている。

〔訓練の実施〕

第 43 条 県は、浸水を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減するための訓練を行うとともに、市町に対し、単独で又は県と連携して、住民を対象とした同様の訓練を行うよう求めるものとする。

2 県民は、前項の訓練に参加するよう努めなければならない。

〔現状〕

県及び市町は、単独で又は相互が連携して防災訓練等を実施している。

〔課題〕

- (1) 防災意識に地域差があり、県民の自助・共助意識を高めるため、県及び市町は、現在の取組をさらに推進していく必要がある。
- (2) 県民が訓練等に参加する努力も必要である。

〔解説〕

- (1) 本条第 1 項は、浸水被害発生時にその被害を軽減し、県民の安全な避難を確保するため、県は、浸水を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減するための訓練を行うとともに、市町に対し、単独で又は県と連携して、住民を対象とした同様の訓練を行うよう求めることを規定している。
- (2) 本条第 2 項は、県民に対して、(1) の訓練に参加するよう努めなければならないことを規定している。

第3節 建物等の耐水機能

(建物等の耐水機能)

第44条 建物又は工作物の所有者又は建物若しくは工作物に関する工事の請負契約の注文者若しくは請負契約によらないで自らその工事をする者（以下この節において「所有者等」という。）は、敷地の地形、第39条第1項の情報その他の事情に照らして浸水が見込まれるときは、建物又は工作物（建物又は工作物に関する工事により新たに建築する建物又は工作物を含む。以下「建物等」という。）の床を高くし、建物等の機能の維持に重要な電気設備等を高所に設置し、地階への雨水の流入を防ぐ等の浸水による被害を軽減する耐水機能を建物等に備え、その耐水機能を維持するようにしなければならない。

(指定耐水施設の指定)

第45条 知事は、計画地域における防災の拠点としての用途を有する建物等その他の当該計画地域において浸水が生じた場合においてその用途を維持するために、耐水機能を備えることが計画地域における減災対策に特に必要と認める建物等を指定耐水施設として指定することができる。

2 知事は、指定耐水施設を指定しようとするときは、あらかじめ、その所有者等の同意を得るものとする。

3 第1項の規定による指定は、その旨を告示してする。

(指定耐水施設の所有者等の義務)

第46条 指定耐水施設の所有者等は、その指定耐水施設に対し、耐水機能を備えるとともに、その耐水機能を維持しなければならない。

2 前項の規定により、指定耐水施設に耐水機能を備えようとする者は、その備える耐水機能について、あらかじめ、知事と協議しなければならない。

(指定耐水施設の所有者等の届出)

第47条 前条に規定する者が同条の規定により新たに耐水機能を備えたときは、当該者は、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 指定耐水施設の耐水機能が失われたときは、当該指定耐水施設の所有者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

3 指定耐水施設の所有者が変更したときは、新たに所有者となった者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(指定の解除)

第48条 知事は、指定耐水施設に関する工事の中止その他の耐水機能を備え、又は維持できない正当な理由があるときは、指定耐水施設の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除は、その旨を告示してする。

〔現状〕

(1) 建物等が浸水した場合、下記のような被害が発生するおそれがある。

ア 水没による人命への影響(特に地下室)

イ 電気設備等ライフラインの水没による機能不全

ウ 水没による不動産、動産の損害

(2) (1)の被害を軽減するために建物等に施す対策として、次のアからオまでが挙げられるが、避難所等に指定されている建物等であっても、必ずしもこれら対策は十分ではない。

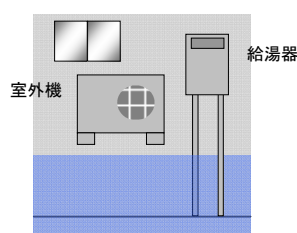
ア 電気設備等の高所設置

イ 建築物の高床化

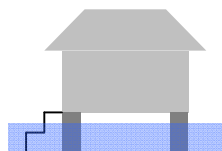
ウ 遮水構造の建築外壁、外構壁

エ 敷地の嵩上げ

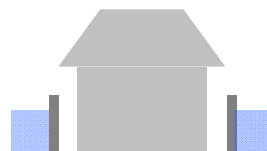
オ 地下街等の浸水対策



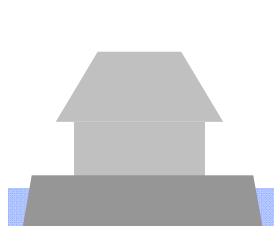
電気設備等の高所設置



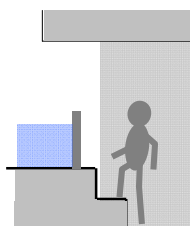
建築物の高床化



遮水構造の建築外壁、外構壁



敷地の嵩上げ



地下街等の浸水対策

図 建物等に耐水機能を備えた例

〔課題〕

上記対策を講じるには費用負担が生じる等のため、建物等の所有者等の協力を得られにくい等の問題があり、県、市町及び県民が、浸水被害軽減の必要性を認識して、できるだけ広く対策が講じられ、特に取組が必要な建物等では積極的に推進されるよう、協力を求める必要がある。

〔解説〕

(1) 第 44 条は、建物等の所有者等に対して、ハザードマップで浸水が想定されていたり、過去に浸水があった等、浸水のおそれが高いと考えられる場合には、建物等の床を高くし、建物等の機能の維持に重要な電気設備等を高所に設置し、地階への雨水の流入を防ぐ等の浸水被害を軽減する機能（耐水機能）を建物等に備え、その耐水機能を維持するよう努めなければならないことを規定している。

なお、同規定中「建物又は工作物」とは、下記のものを指す。

- ・建物：一般にいう建物(土地に定着する屋根と柱又は壁を有するもの、これに付属する門・塀など、及び建築設備)のこと。

- ・ 工作物：橋梁、道路、塔、煙突、高架水槽、擁壁、電柱、昇降機、トンネル、地下鉄、高架路線その他地上及び地下の一切の建造物（建物を除く）

本条例が浸水被害の軽減を目的としていることに照らすと、浸水により、人命や財産、社会経済活動に大きな被害が発生することが想定される場合は、これらに対して、耐水機能を備えるようにすることが重要である。

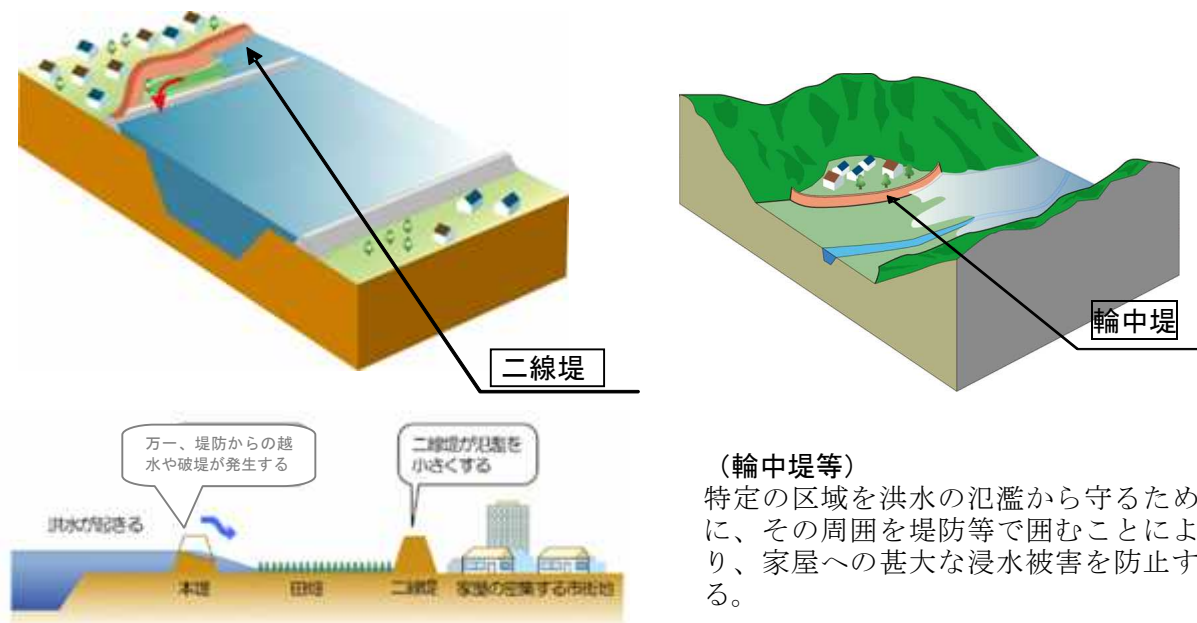
- (2) 第 45 条第 1 項は、知事は、計画地域における庁舎や病院、避難所となる学校等防災拠点施設等、耐水機能を備えることが計画地域における減災対策に特に必要と認める建物等を指定耐水施設として指定することができることを規定している。
- (3) 第 46 条第 1 項及び第 2 項は、指定耐水施設の所有者等に対して、当該指定耐水施設において、あらかじめ知事と協議した上で、耐水機能を備え、その耐水機能を維持しなければならないことを規定している。
- (4) 第 48 条第 1 項は、知事は、指定耐水施設に関する工事中止その他の耐水機能を備え、又は維持ができない正当な理由があるときは、指定耐水施設の指定を解除することができることを規定している。なお、第 47 条第 2 項に基づき、耐水機能が失われた旨の届出があった場合にも、このことのみをもって、当該指定を解除するものではなく、本項に該当する場合に限り解除することができるとしている。これは、機能が失われた場合においても、「指定耐水施設」としてその維持が特に必要と認められる以上（指定が解除されない限り）、当該指定耐水施設の所有者はその回復に努めることとなる。
- (5) 耐水機能を備えると、盛土・高床化等による段差の発生や遮水壁の設置による景観の悪化等の課題が生じることもあるため、備え・維持の方法を一律に定めることは適切ではない。このため、県は、どのような地域、建物等でどのような方法により耐水機能を備え・維持すべきかについて、別途、指針を示すこととしている。

(集落の浸水による被害の防止)

- 第 49 条** 県は、集落の浸水による被害を防止するため、二線堤又は輪中堤（河川法第 3 条第 2 項の河川管理施設である堤防とは別に同法第 6 条第 1 項の河川区域及び同法第 54 条第 1 項の河川保全区域以外の土地に帯状に設ける堤防又は集落を囲んで設ける堤防をいう。）を設置する事業をし、又は集落の地盤を周囲の土地よりも高くする事業をすることができる。
- 2** 市町は、その区域内の集落の浸水の被害を防止するため、県が実施する前項の事業に協力するとともに、単独で又は県と共同で同項の事業と同様の事業を行うよう努めるものとする。
- 3** 県民は、前 2 項の事業に協力するようにしなければならない。

〔現状〕

- (1) 河川の整備を行っても、河川管理施設の想定を超える洪水が発生したときには、河川から氾濫して浸水被害が発生する。また、河川から氾濫しなくても、河川に至るまでの水路等からの氾濫によっても浸水被害が発生する。
- (2) 集落において、河川の整備では防げないこれら人命に関わるような浸水被害が発生することが想定される場合、二線堤や輪中堤の設置、土地の嵩上げをあらかじめ実施して、甚大な浸水被害を防止する方法がある。



(二線堤)

本堤からの越水や堤防の決壊により河川から氾濫した場合においても、堤内地に「2 番目」の堤防を設置することにより、家屋への甚大な浸水被害を防止する。

(輪中堤等)

特定の区域を洪水の氾濫から守るために、その周囲を堤防等で囲むことにより、家屋への甚大な浸水被害を防止する。

図 二線堤・輪中堤等のイメージ

〔課題〕

- (1) 想定を超える洪水が今後増加するおそれがあるため、河川の整備だけでは防げない甚大な浸水被害に対して、関係住民の理解を得た上で二線堤、輪中堤の設置等による浸水被害の防止を検討・実施する必要がある。
- (2) 集落の浸水被害を防止することは、水防法に基づくものであるが、同法には、二線堤、輪中堤の設置等の整備を行うための明確な根拠が定められていない。

〔解説〕

- (1) 本条第 1 項は、河川計画上の洪水を対象とした輪中堤、二線堤の整備だけでなく、様々な降雨により発生する浸水被害に対して、予め輪中堤・二線堤を設置等することは、集落の浸水被害を防止する上で有効な方法であることから、県は、これらを設置する事業をし、又は集落の地盤を周囲の土地よりも高くする事業をすることができることを規定している。
- (2) 本条第 2 項は、市町は、(1)の事業に協力するとともに、必要に応じて、単独で又は県と共同で(1)と同様の事業を行うよう努めることを規定している。
- (3) 本条第 3 項は、県民に対して、(1) (2)の事業に協力しなければならないことを規定している。

〔取組事例〕

平成 21 年の台風による大雨で甚大な浸水被害が発生した佐用川では、河川の整備を下流河川の流下能力に見合う規模でしか実施できないため、河川の整備後も同規模の洪水が発生すれば、河川が氾濫し、周辺の一部集落において床上浸水が発生すると予想されている。そこで、水防管理者である佐用町の水防活動を確保するため、県及び町が二線堤、輪中堤を設置する方向で地元と協議を行い、実施に向けた検討を進めている。

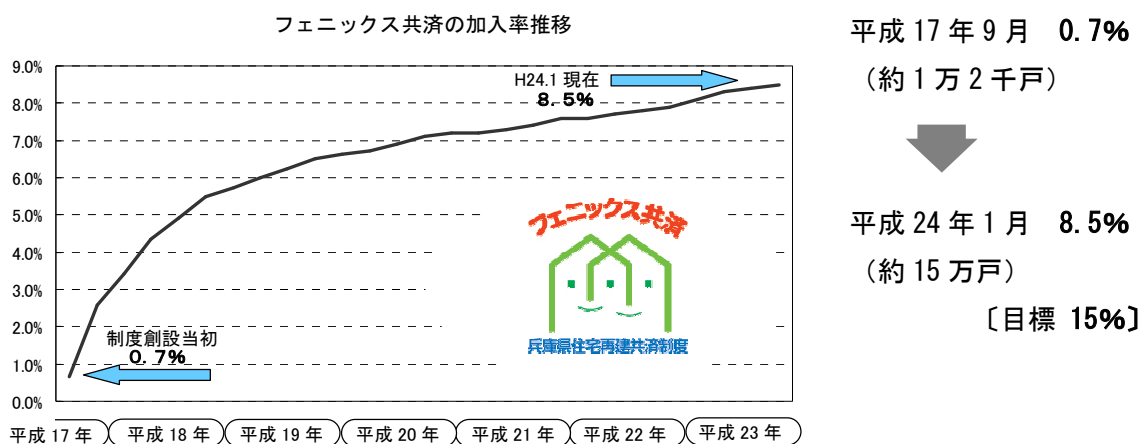
第4節 浸水による被害からの早期の生活の再建

(浸水による被害からの早期の生活の再建への備え)

第50条 県民は、浸水による被害を受けた場合に早期に自立した生活を再建するため、兵庫県住宅再建共済制度条例（平成17年兵庫県条例第41号）第3条第1項に基づき県が実施する共済制度等への加入、損害保険契約（水害に伴う偶然の事故によって生ずることのある損害を填補することを約する契約をいう。）の締結等を通じ、生活基盤の回復に備えるように努めなければならない。

〔現状〕

- (1) 浸水被害を受けた場合、共済制度や保険制度の備えがあれば、早期の自立した生活再建が可能である。
- (2) 県では、フェニックス共済制度（兵庫県住宅再建共済制度）を運営しており、加入率は、制度創設当初（平成17年）の0.7%から増加しており、現在（平成24年1月）は8.5%まで伸びている。しかし、県が目標とする、15%には達していない。特に、共同住宅や借家の加入率が低く、地域的には都市部の加入率が低い状況にある。
- (3) 平成21年の台風第9号豪雨災害においては、フェニックス共済制度の創設以来、初となる共済の給付を行った。
- (4) 平成23年3月に発生した東日本大震災の直後には、通常約4倍の申込みがあり、加入者が急増した。



- (5) 各保険会社において、大雨による浸水被害を補償の対象とした損害保険も販売されている。

〔課題〕

県民による被災時の早期復旧に対する備えを促進する必要がある。

〔解説〕

本条は、県民に対して、浸水による被害を受けた場合に早期に自立した生活を再建するため、フェニックス共済制度等への加入、損害保険契約の締結等（預貯金を含む。）を通じ、生活基盤の回復に備えるように努めなければならないことを規定している。

第6章 県民相互及び他の行政機関との連携

(県民相互の連携)

第51条 県民は、相互に連携して総合治水に資する自主的な活動を行い、その活動を行う団体を組織し相互に連携させる等の方法により、協働による総合治水に取り組むよう努めるものとする。

2 県は、前項の県民相互又は団体相互の連携に資する施策を行うものとする。

〔現状〕

県では、県民の参画と協働の多様な機会の確保を図り、県民とのパートナーシップに基づく県行政を推進している。

〔課題〕

- (1) 県民総意で取り組む総合治水の推進には県民相互の連携が不可欠であり、県民が自主的な活動や団体組織の相互連携等を通じて、取り組むことが重要である。
- (2) 県は(1)の相互連携に資する施策を行う必要がある。
- (3) 施策の実施にあたっては、公平性、透明性を基本に、活動主体の自発性、自律性を損なわないよう配慮が必要である。

〔解説〕

- (1) 本条第1項は、県民に対して、相互に連携して地域やグループで勉強会を開催したり、各戸貯留に取り組んだりといった、総合治水に資する自主的な活動を行い、その活動を行う団体を組織し相互に連携させる等の方法により、協働による総合治水に取り組むよう努めるものとすることを規定している。
- (2) 本条第2項は、県は、総合治水の施策が円滑かつ効果的に推進されるよう、県民相互の連携に資する施策（連携のための機会や情報の提供等）を行うものとすることを規定している。

（土地利用計画策定者との連携）

第 52 条 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 4 条第 1 項に規定する都市計画その他法令の規定による土地の利用に関する計画を定める者は、総合治水を推進する県と連携して、当該土地の利用に関する計画を定めるものとする。

2 知事は、前項の者に対し、同項の土地の利用に関する計画を定めるに当たっては、当該土地の河川の整備の状況、災害の発生のおそれの有無、水源の涵養の必要性等を考慮するよう求めるものとする。

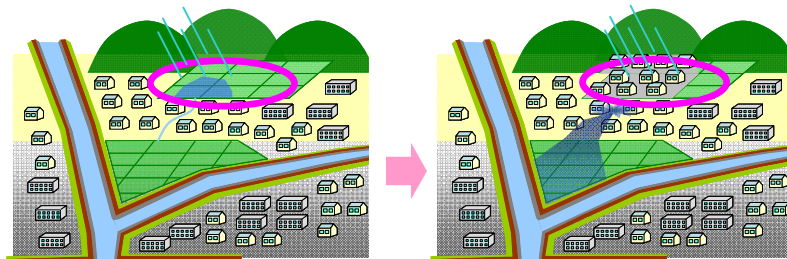
〔現状〕

- (1) 県土の土地利用は、土地利用の基本的な方向付けを行う国土利用計画法に基づく「土地利用基本計画」、並びに、同計画を土地利用に係る上位計画として個々に土地利用を規制する「都市計画法」「農業振興地域の整備に関する法律」「農地法」「森林法」等の個別規制法等の「土地利用に係る計画」に基づいて行われている。
- (2) 「都市計画法」に基づく都市計画区域内においては、無秩序な市街化を抑制し、計画的な市街化を図るため必要がある場合は、計画的な市街化を促進する市街化区域と市街化を抑制する市街化調整区域を定めることができる。指定した内容については、概ね 5 年に 1 回見直しを行っており、市街化区域への編入にあたっては、「溢水・湛水・津波・高潮等による災害の発生のおそれのある土地の区域」（都市計画法施行令）を考慮し、編入する区域を限定している。
- (3) 「農業振興地域の整備に関する法律」では、農業の振興を図る農業振興地域及び農用地等として利用すべき農用地区域を指定している。農業振興地域の農用地区域については区域内での開発には厳しい制限がかかるが、一定の要件を満たせば除外することができる。農用地区域以外では同法に基づく開発許可等は不要。
- (4) 「森林法」では、保安林制度、林地開発許可制度により森林を適切に保全することを規定している。地域森林計画対象民有林のうち、保安林については、厳しい解除要件があるが、それ以外の森林については、一定要件を満たす開発等により森林機能の喪失が認められる場合は、地域森林計画対象民有林から除外することができる。
- (5) その他にも「自然公園法」「自然環境保全法」等による地区指定等により、土地利用を規制している。
- (6) 浸水被害が発生し易い、あるいはひとたび浸水が発生すると甚大な被害が発生する地域では、住宅等の建築により人口、財産が増加する市街化が進むと、浸水時の被害を増加するおそれが高まるため、このような土地利用変更を抑制することが望ましいと考える。
- (7) 建築基準法第 39 条の規定に基づき、災害危険区域として指定された土地の区域内では、建築物の建築の禁止等の規制がかかるが、県内には浸水被害を理由に指定された事例はない。
- (8) 市街化区域への編入時に都市計画部局と河川部局の協議を行っている。しかし、既に市街化している市街化区域を市街化調整区域とすることは、当該土地の区域が浸水しやすい地域であっても、関係者の合意形成の問題等から、現実的には困難である。

〔課題〕

- (1) 森林や農地等で開発行為が行われると、降雨時の雨水の流出時間が早くなり、また、その流出量が多くなることから、下流の浸水被害の発生状況を考慮して、このような土地利用の変更は、抑制する必要がある。

図 森林等（上流域）における開発行為の影響

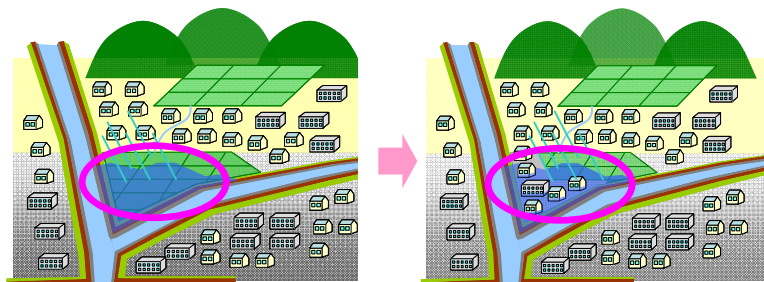


森林・農地等では、雨水の貯留浸透機能により、雨水の流出を抑制するので、下流における浸水被害の発生のおそれを増加させない

森林・農地等で開発行為が行われると、雨水の流出量が増える等し、下流における浸水被害の発生のおそれを増加させる。

- (2) 浸水被害が発生しやすい区域の農地等で開発行為が行われ、宅地化されると、浸水被害が増大するおそれが高まることから、このような土地利用の変更は抑制する必要がある。

図 浸水被害が発生しやすい区域における開発行為の影響



農地が浸水

宅地が浸水（人命や財産への被害が増大するおそれが高まる。）

〔解説〕

- (1) 本条第1項は、都市計画法第4条第1項に規定する都市計画その他法令の規定による土地の利用に関する計画を定める者は、総合治水を推進する県と連携して、当該土地の利用に関する計画を定めることを規定している。なお、「その他法令の規定による土地の利用に関する計画」とは、具体的には、農業振興地域整備計画（農業振興地域の整備に関する法律第8条）、地域森林計画（森林法第5条）、公園計画（自然公園法第7条）、保全計画（自然環境保全法第15条）、採取計画（採石法第33条）、地域景観形成等基本計画（緑豊かな地域環境の形成に関する条例第7条の2）等法令に基づき、土地の利用を行う区域及びその方法を定め、又は土地の利用を規制するあらゆる計画を指す。
- (2) 本条第2項は、知事は、(1)の土地の利用に関する計画を定める者に対し、当該計画を定めるに当たっては、当該土地の河川の整備の状況、災害の発生のおそれの有無、水源のかん養の必要性等を考慮するよう求めることを規定している。

(河川管理者との連携) 再掲

第 53 条 河川法第 7 条の知事以外の河川管理者及び河川法第 100 条第 1 項の準用河川を管理する市町長は、総合治水を推進する県と連携して、その管理する河川及び準用河川の整備及び維持を行うものとする。

2 知事は、河川法第 7 条の知事以外の河川管理者に対し、その管理する河川の整備及び維持に当たっては、第 8 条第 1 項各号に掲げる対策を行い、同条第 2 項各号に掲げる事項に特に留意するよう求めるものとする。

3 知事は、河川法第 100 条第 1 項の準用河川を管理する市町長に対し、その管理する準用河川の整備及び維持に当たっては、第 8 条第 1 項各号に掲げる対策を行い、同条第 2 項各号に掲げる事項に特に留意するよう求めるものとする。

(→第 8 条参照)

(下水道管理者との連携) 再掲

第 54 条 下水道法第 3 条第 1 項又は第 26 条第 1 項の規定に基づき公共下水道又は都市下水路を管理する市町は、総合治水を推進する県と連携して、その管理する公共下水道又は都市下水路の整備及び維持を行うものとする。

2 知事は、前項の市町に対し、公共下水道又は都市下水路の整備及び維持に当たっては、次に掲げる事項に特に留意するよう求めるものとする。

(1) 雨水を排水するための管渠、ポンプ施設、雨水を貯留するための設備等を効果的に組み合わせること。

(2) 浸水による被害の発生の状況等を勘案して必要な地域に重点的に行うこと。

(→第 9 条参照)

第 7 章 雑則

(立入検査) 再掲

第 55 条 知事は、第 11 条から第 15 条までの規定の施行に必要な限度において、当該職員に、開発行為の対象である土地、重要調整池その他の場所に立ち入り、開発行為をしようとする者、重要調整池の所有者等その他の者の帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問をさせることができる。

2 当該職員は、前項の規定により立入検査をするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(→第 11 条等参照)

(条例の適用除外)

第 56 条 第 4 章第 1 節から第 4 節まで及び第 44 条から第 48 条までの規定と同等以上の内容を規定する条例を制定している規則で定める市町の区域におけるこれらの規定の適用については、規則で定める。

〔解説〕

本条は、市町において、本条例以上の効果を期待する条例が制定された場合（本条例が調整池設置について努力義務としている 1 ha 未満の開発についても設置を義務づける等）に、その適用を認めることを規定している。

(補則)

第 57 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第 8 章 罰則 **再掲**

(罰則)

第 58 条 第 12 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 15 条の規定による命令に違反した者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

第 59 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 11 条第 1 項の規定による届出について虚偽の届出をした者

(2) 第 55 条第 1 項の規定による質問に対して虚偽の陳述をした者

第 60 条 第 11 条第 1 項の規定による届出をしなかった者又は第 55 条第 1 項の規定による立入検査を拒み、妨げ、忌避し、若しくは質問に対して陳述しない者は、20 万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第 61 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前 3 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(→第 11 条等参照)

附 則 **再掲**

(施行期日)

1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 11 条から第 16 条まで、第 55 条及び第 8 章の規定は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 前項ただし書に定める日前において、開発行為を行うにつき法令上の許可又は認可を必要とする者が当該許可又は認可を求める申請を行った場合における当該申請に係る開発行為については、第 11 条及び第 12 条の規定は、適用しない。

〔改訂履歴〕

- H24. 8 P 4 1 ～ 4 2 〔解説〕（１）に「建物又は工作物」の定義を追記
H25. 11 P 1 8 ～ 1 9 〔解説〕に（１１）を追記